

別紙 2

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	
1	与原町吉ヶ谷	640-13	1145	7-112-0	山林	0.26	0.49	スギ	73					
2	与原町吉ヶ谷	640-13	1145	7-112-0	山林	0.26	0.49内	スギ	44					
3	与原町吉ヶ谷	640-13	1145	7-112-0	山林	0.26	0.49内	ヒノキ	44					
4	与原町吉ヶ谷	640-20	1145	7-119-0	山林	0.11	0.17	スギ	58					
5	与原町吉ヶ谷	640-20	1145	7-119-0	山林	0.11	0.17内	ヒノキ	49					
6	与原町桜株	783-3	1146	7-93-0	山林	0.05	0.32	スギ	85					
7	与原町桜株	783-3	1146	7-93-1	山林	0.05	0.32内	スギ	84					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)						住 所			三重県松阪市殿町1340番地1					
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)						住 所			松阪市長 竹上 真人					

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙の間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

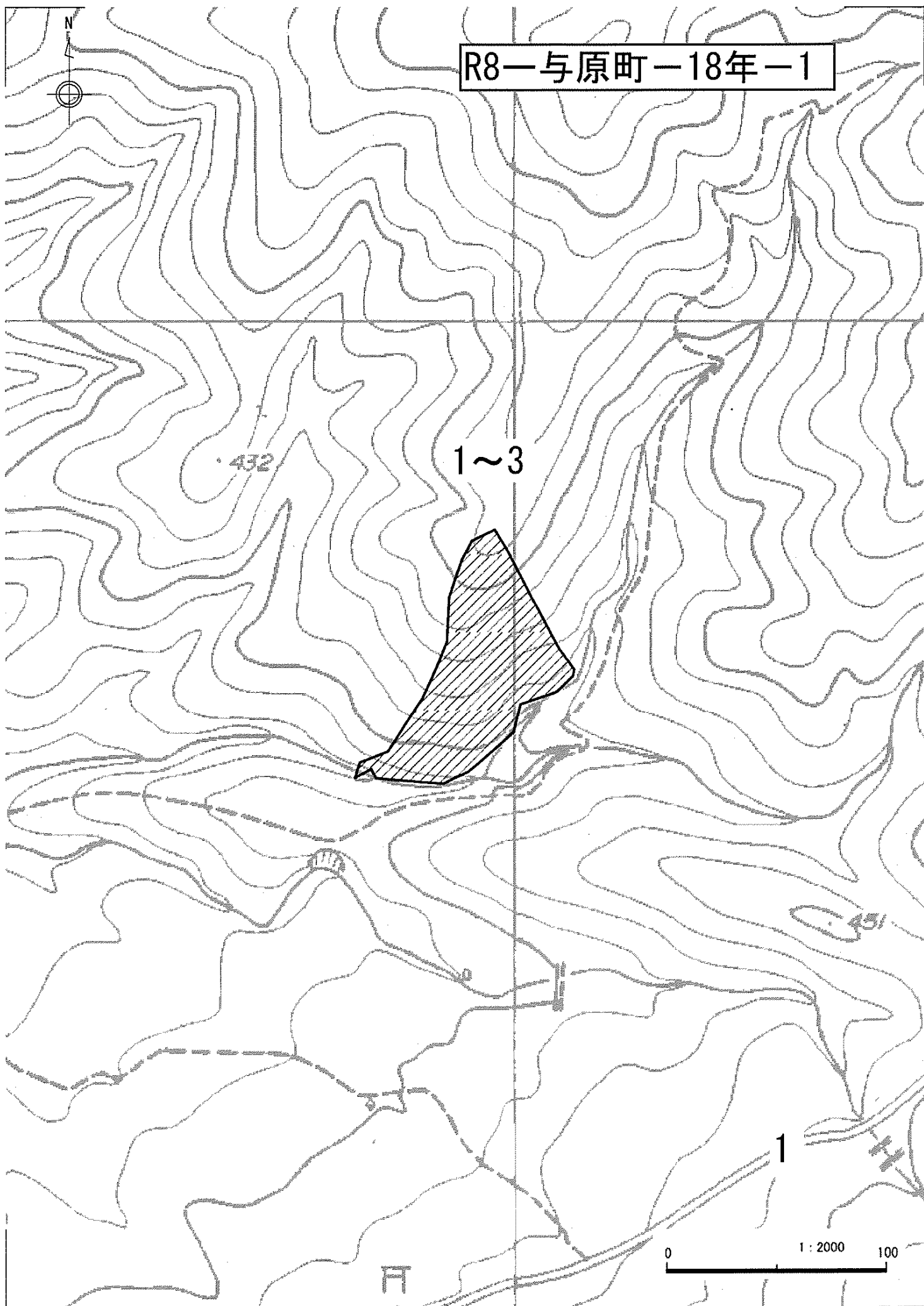
(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

[illegible]

①

R8—与amp;原町—18年—1



R8—与原町—18年—1

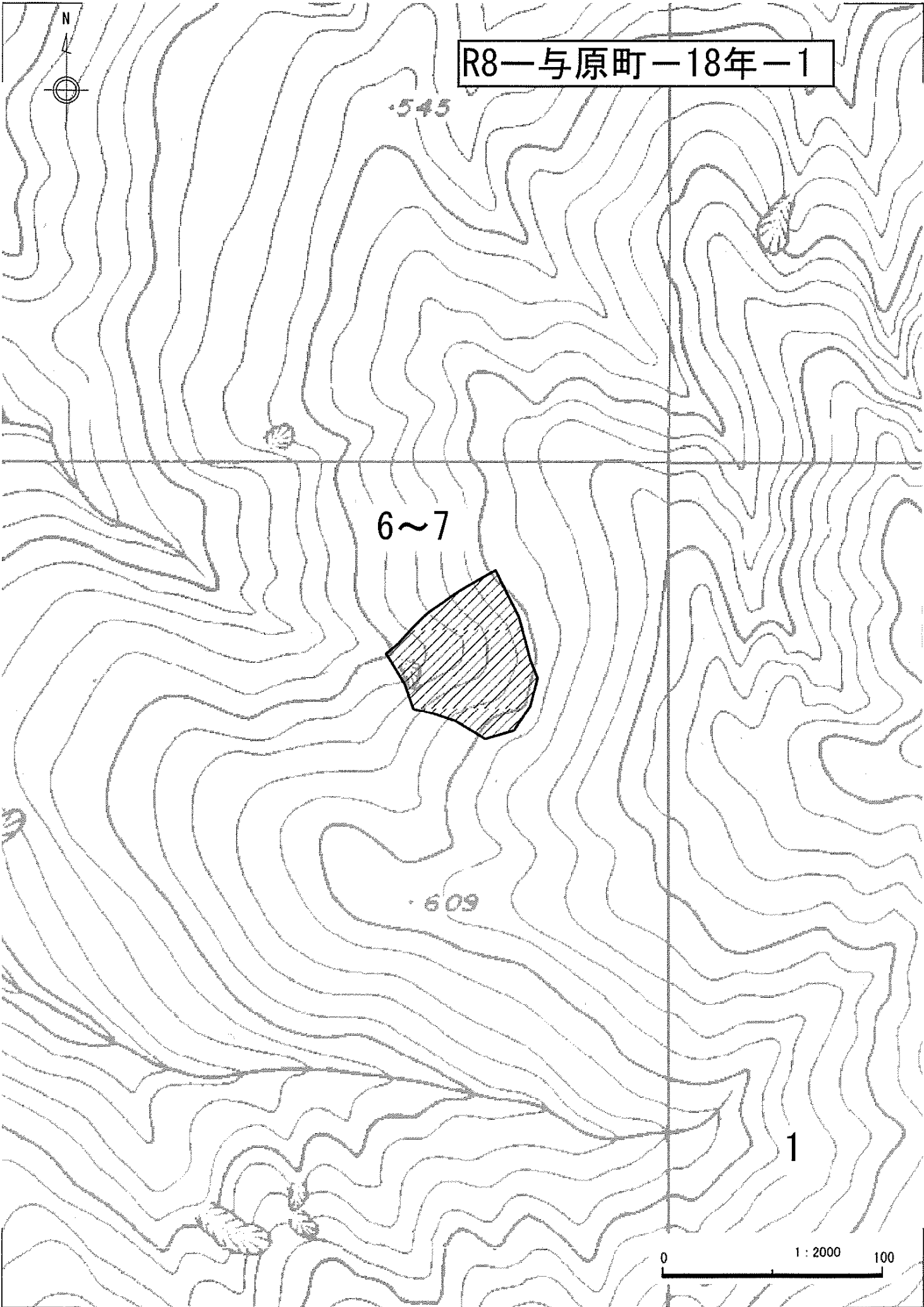
4~5

堀坂峠

451

1

0 1 : 2000 100



R8—与原町—18年—1

545

6~7

609

1

0 1 : 2000 100

別紙 2

經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印						
1	与原町落原	152	1145	7-24-1	山林	0.45	0.45	スギ	74										
2	与原町落原	152	1145	7-24-1	山林	0.45	0.45内	ヒノキ	74										
3	与原町コング	811	1147	7-82-0	山林	0.35	4.77	スギ	84										
4	与原町コング	811	1147	7-82-0	山林	0.35	4.77内	ヒノキ	84										
この計画に同意する。																			
権利の設定を受ける市町村 (乙)					住 所					三重県松阪市殿町1340番地1					松阪市長 竹上 真人				
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)					住 所														

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

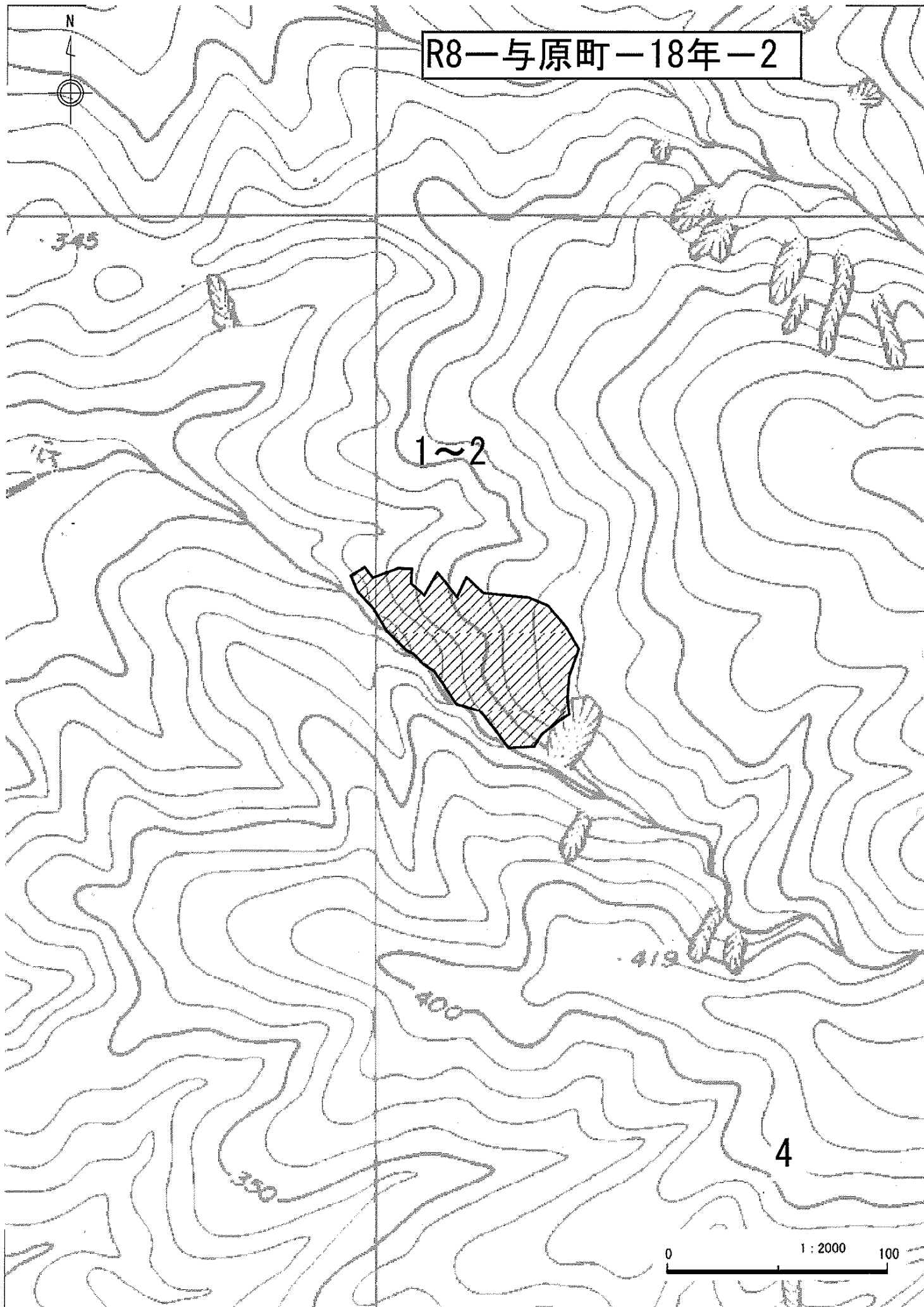
② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

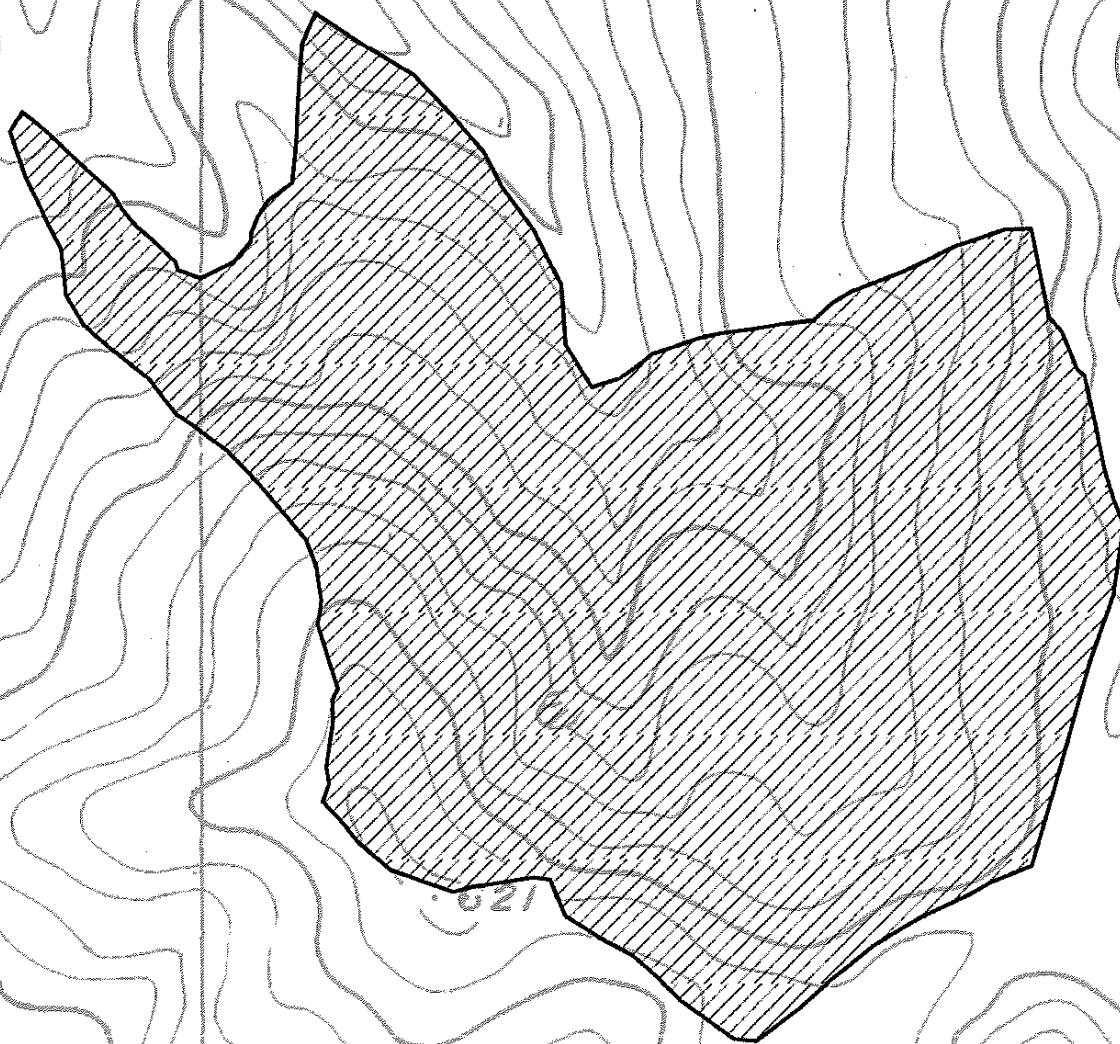
別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]



R8—与原町—18年—2

3~4



4

0 1 : 2000 100

別紙 2

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	
1	与原町吉ヶ谷	640-5	1145	7-35-0	山林	0.50	0.76	ヒノキ	49					
2	与原町吉ヶ谷	640-5	1145	7-35-0	山林	0.50	0.76内	ヒノキ	48					
3	与原町谷ノ上	410	1145	7-94-0	山林	0.18	0.18	スギ	66					
4	与原町谷ノ上	411	1145	7-108-1	山林	0.13	0.12	スギ	65					
5	与原町吉ヶ谷	640-49	1145	7-144-0	山林	0.55	1.03	ヒノキ	51					
6	与原町吉ヶ谷	640-49	1145	7-144-0	山林	0.55	1.03内	ヒノキ	49					
7	与原町吉ヶ谷	640-66	1145	7-161-0	山林	0.44	1.03内	スギ	59					
8	与原町吉ヶ谷	640-66	1145	7-161-0	山林	0.44	1.03内	ヒノキ	59					
9	与原町吉ヶ谷	640-53	1145	7-148-0	山林	0.18	0.16	スギ	58					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)					住 所		三重県松阪市殿町 1 3 4 0 番地 1			松阪市長 竹上 真人				
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)					住 所									

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R8—与amp;原町—18年—3

1~2

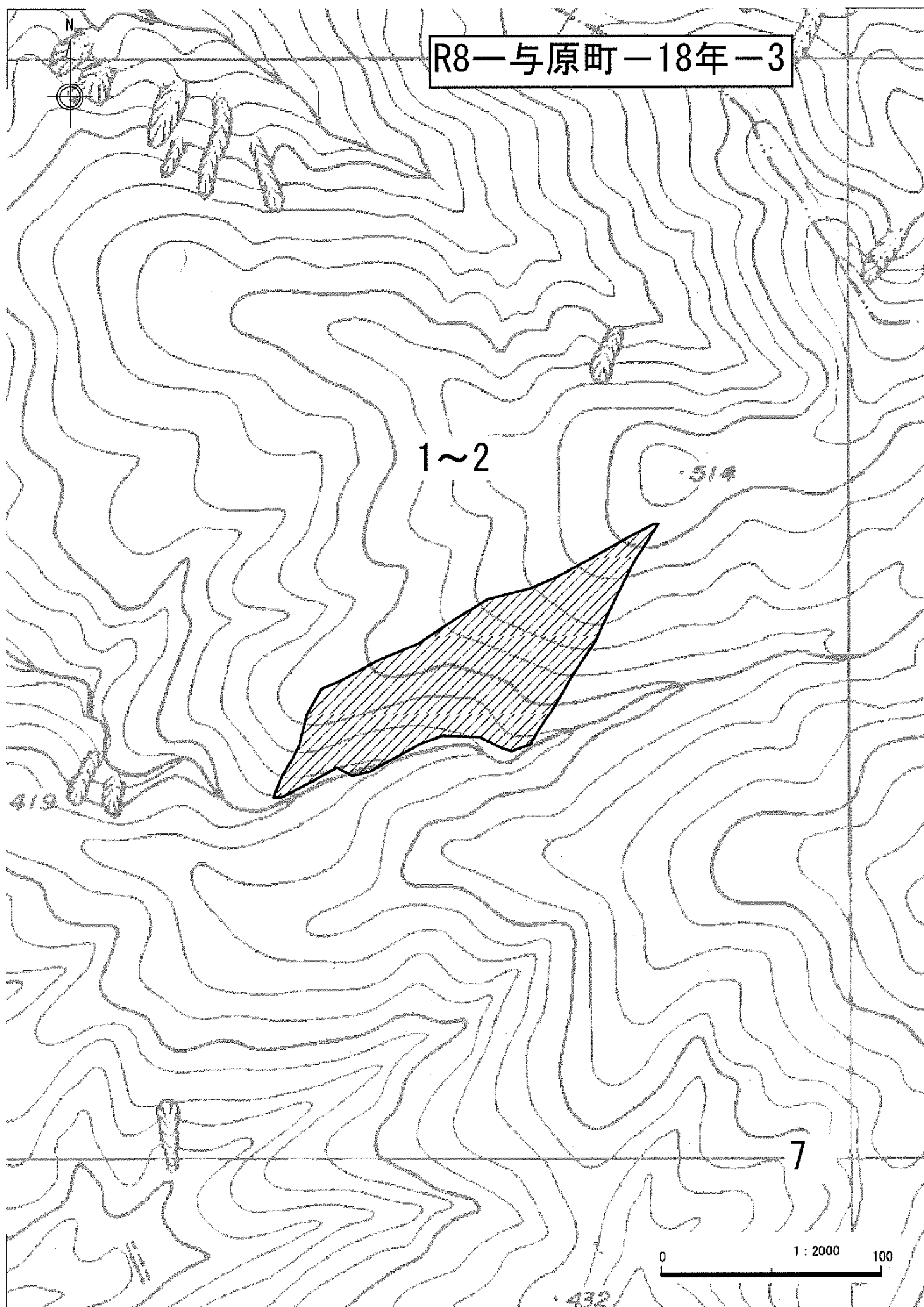
514

419

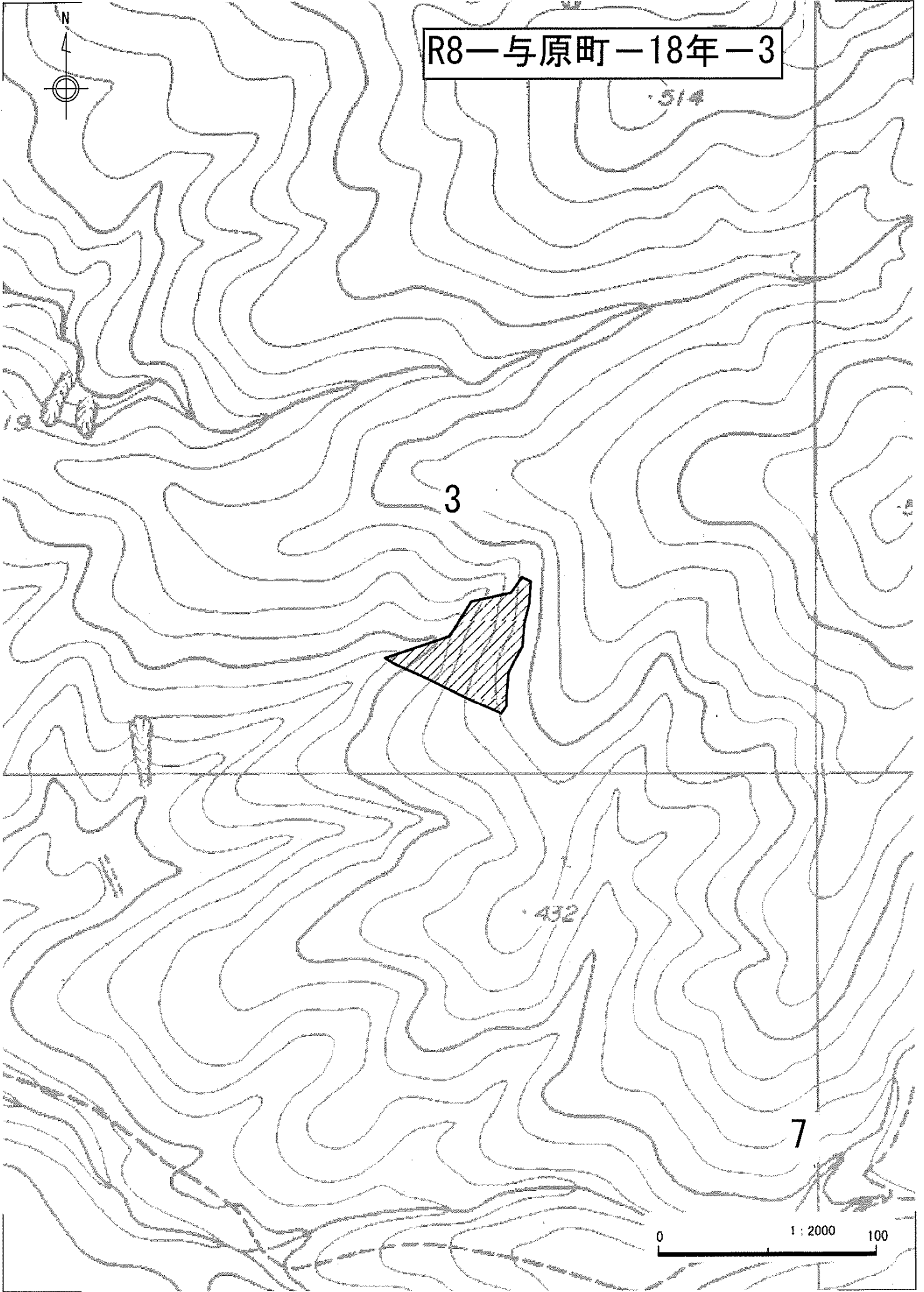
7

0 1 : 2000 100

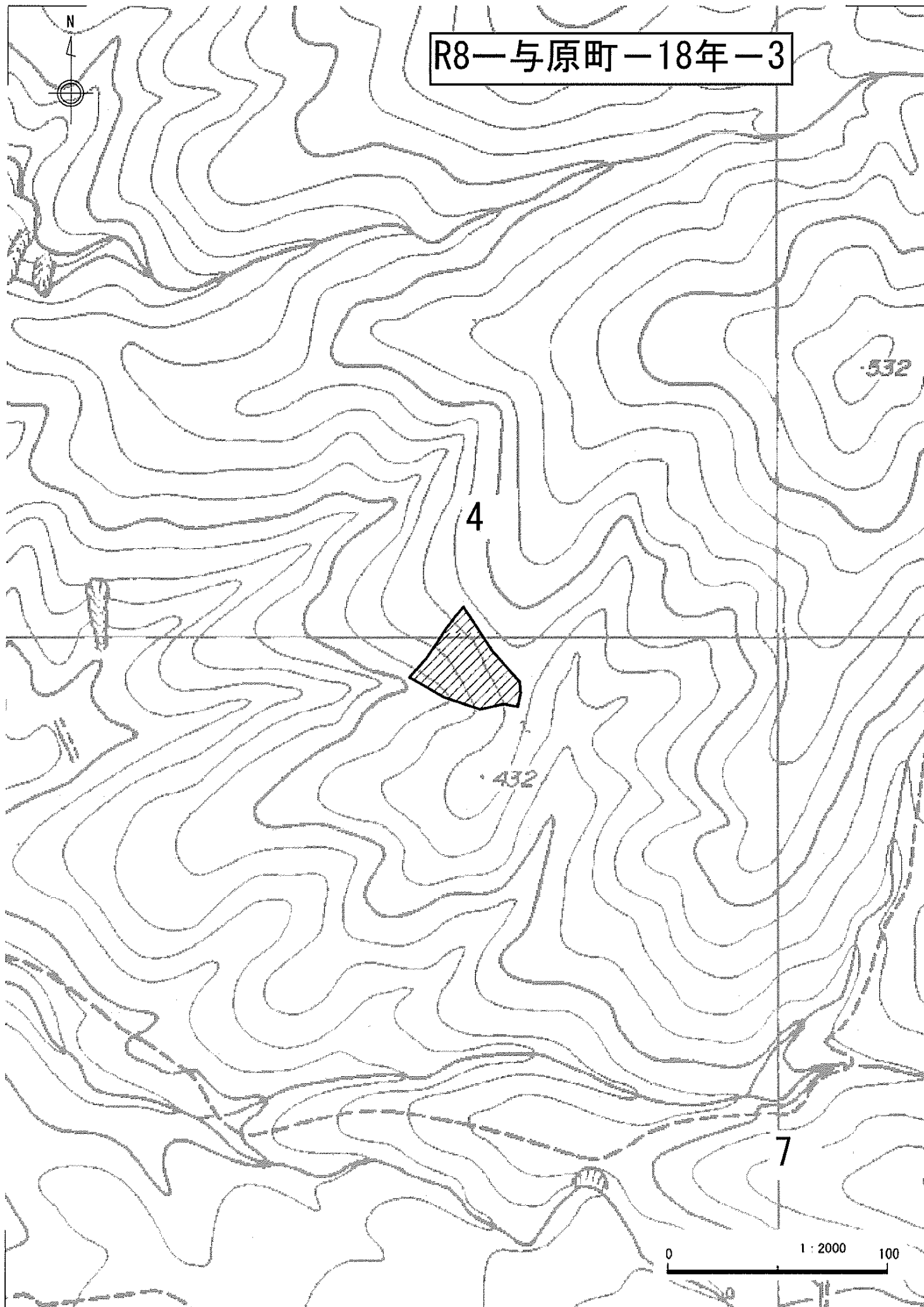
432



R8—与原町—18年—3



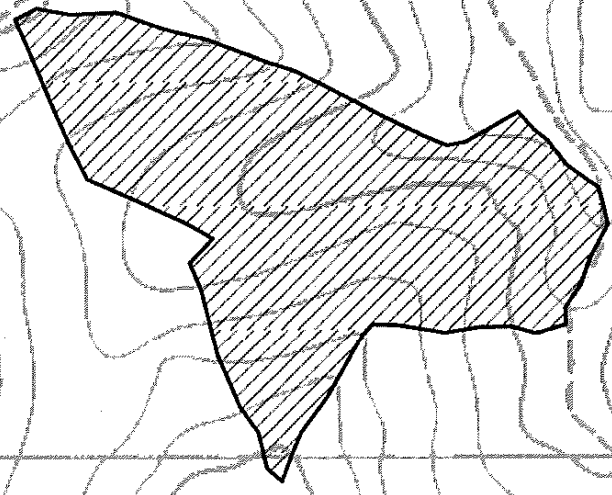
R8—与原町—18年—3



R8—与amp;原町—18年—3



5~8

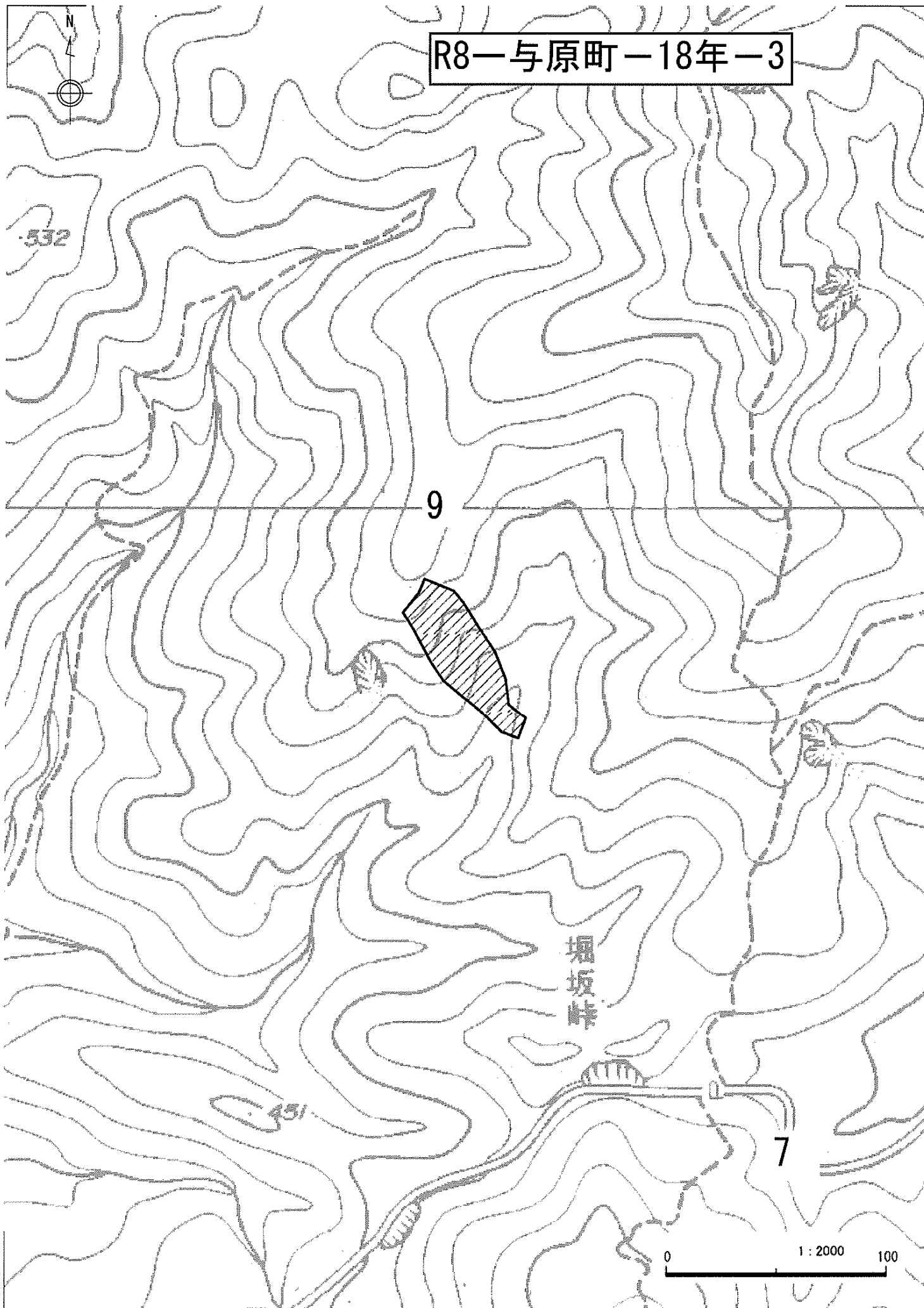


7

堀坂峠



R8—与amp;原町—18年—3



[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	与原町吉ヶ谷	640-6	1145	7-36-0	山林	1.29	2.27	スギ	62					
2	与原町吉ヶ谷	640-6	1145	7-36-0	山林	1.29	2.27内	ヒノキ	62					
3	与原町吉ヶ谷	640-6	1145	7-37-0	山林	1.29	2.27内	スギ	73					
4	与原町谷ノ上	163	1145	7-62-0	山林	0.35	0.33	スギ	58					
5	与原町谷ノ上	163	1145	7-63-0	山林	0.35	0.33内	ヒノキ	56					
6	与原町谷ノ上	163	1145	7-64-0	山林	0.35	0.33内	ヒノキ	81					
7	与原町吉ヶ谷	640-52	1145	7-147-0	山林	0.14	0.07	ヒノキ	59					
8	与原町長野広	625	1146	7-136-0	田	0.07	0.15	スギ	42					
9	与原町長野広	625	1146	7-137-0	田	0.07	0.15内	スギ	47					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)						住 所			三重県松阪市殿町1340番地1					
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)						住 所			松阪市長 竹上 真人					

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

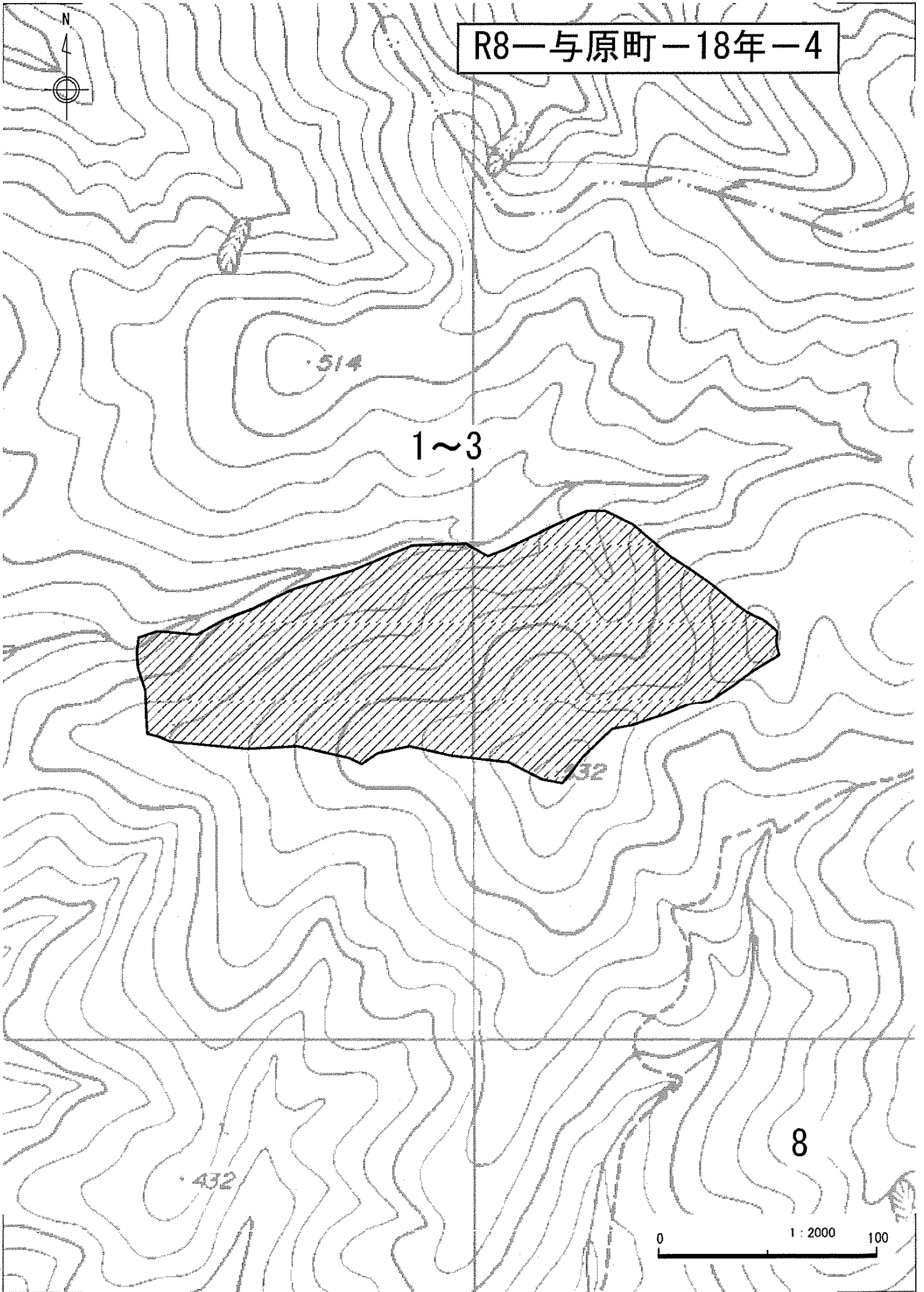
② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]



R8-与原町-18年-4

1~3

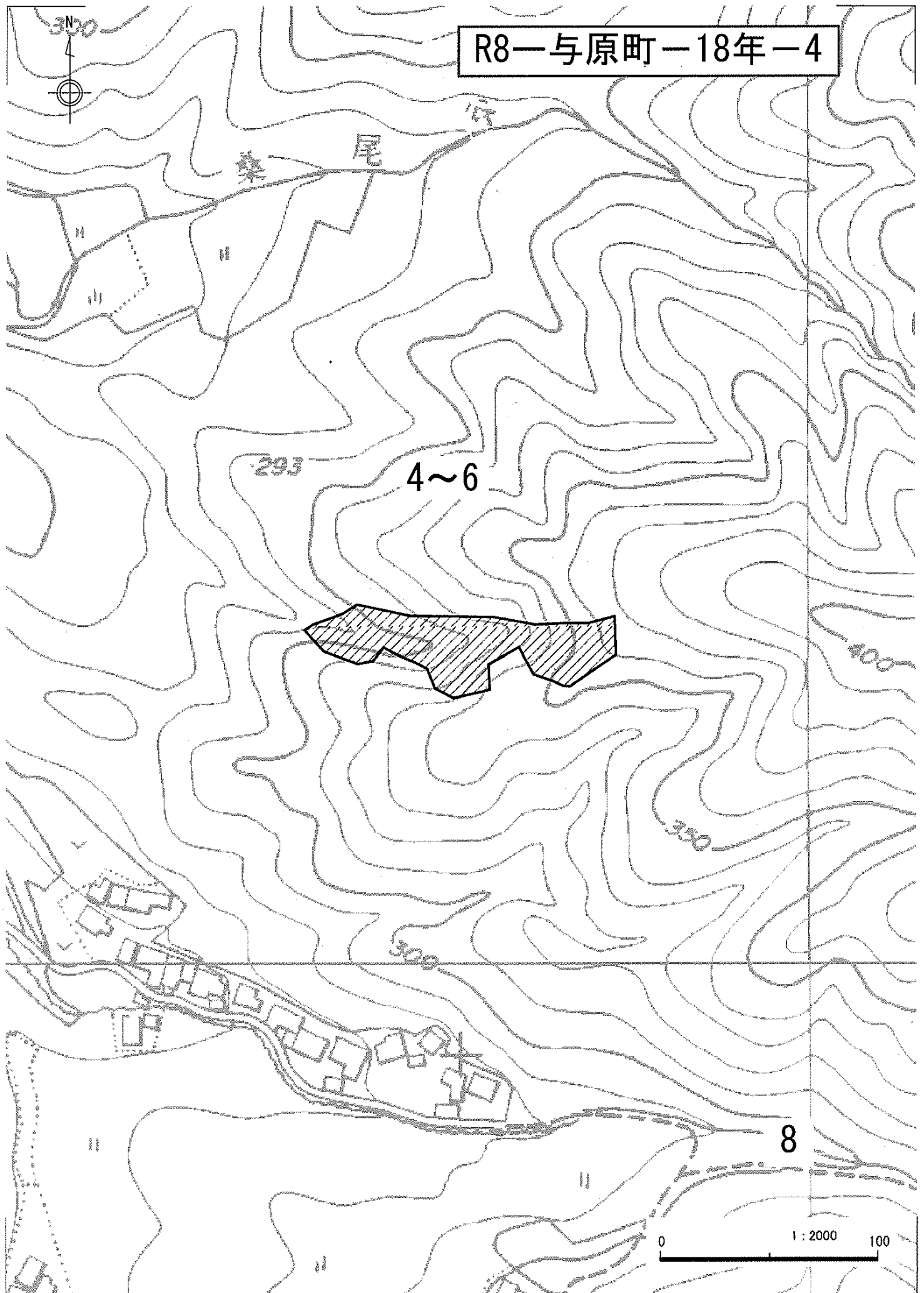
514

432

8

0 1 : 2000 100

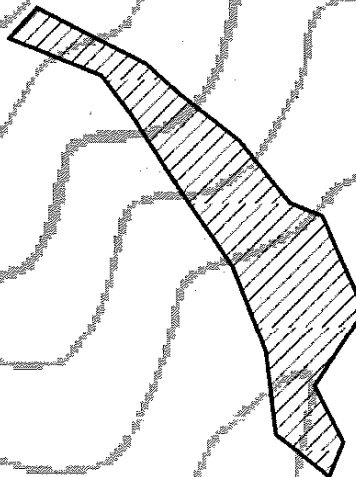
R8—与原町—18年—4



R8—与原町—18年—4



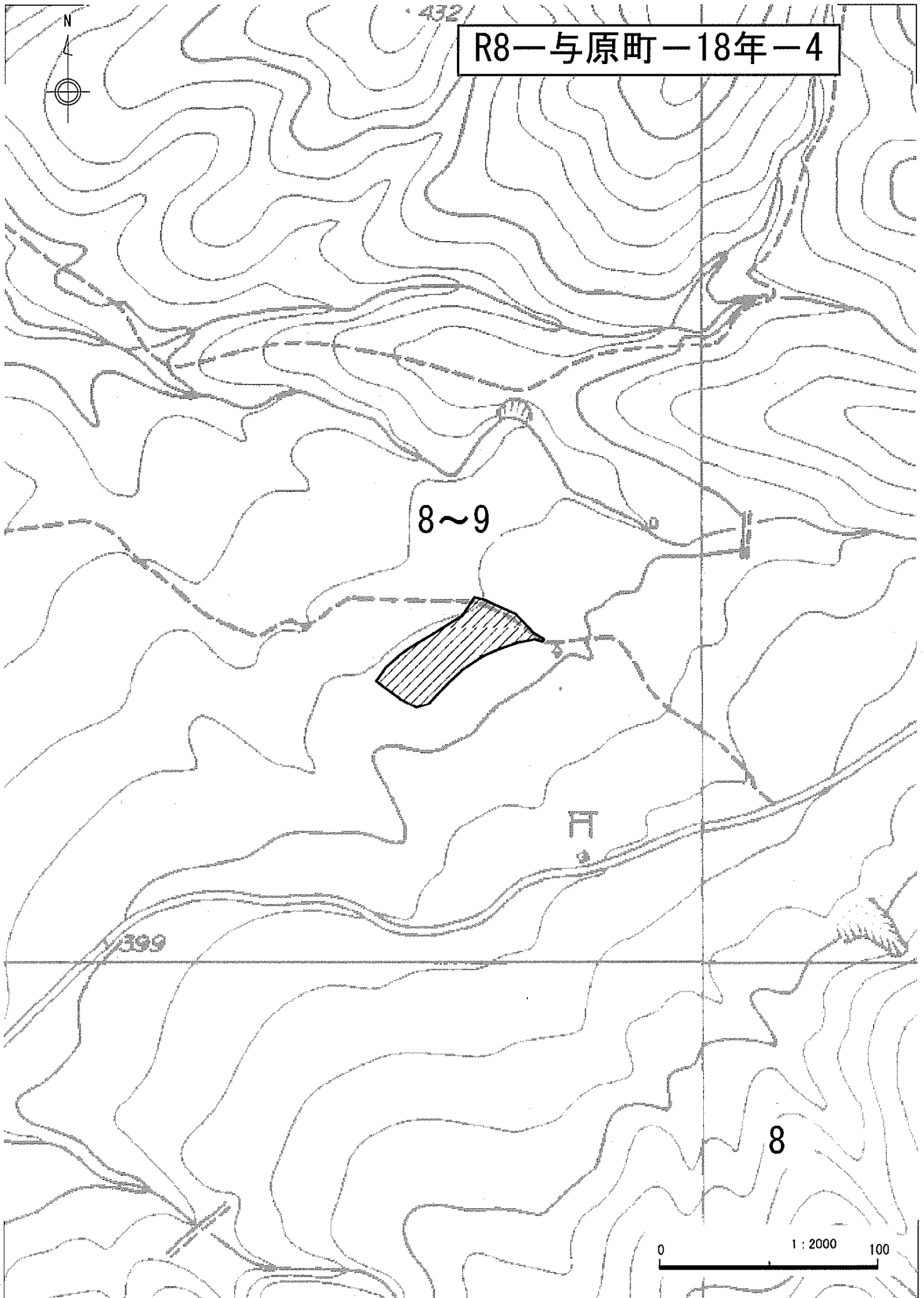
7



8

0 1 : 1000 50





別紙 2

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	
1	与原町吉ヶ谷	640-4	1145	7-37-1	山林	0.60	0.94	スギ	56					
2	与原町吉ヶ谷	640-4	1145	7-37-1	山林	0.60	0.94内	ヒノキ	56					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)					住 所		三重県松阪市殿町1340番地1				松阪市長 竹上 真人			
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)					住 所									

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

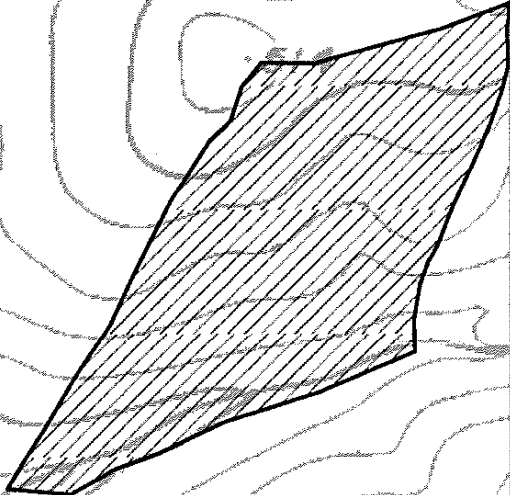
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

[illegible]

①

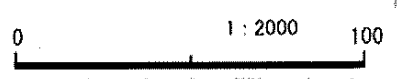
R8—与原町—18年—5

1~2



532

9



經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印						
1	与原町小シカミ	138-1	1145	7-51-0	山林	0.01	0.41	スギ	64										
2	与原町吉ヶ谷	640-34	1145	7-129-0	山林	0.05	0.03	スギ	59										
3	与原町吉ヶ谷	640-48	1145	7-143-0	山林	0.06	0.06	ヒノキ	53										
4	与原町向菰	939	1148	7-17-0	山林	0.07	0.15	スギ	65										
この計画に同意する。																			
権利の設定を受ける市町村 (乙)					住 所					三重県松阪市殿町1340番地1					松阪市長 竹上 真人				
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)					住 所														

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

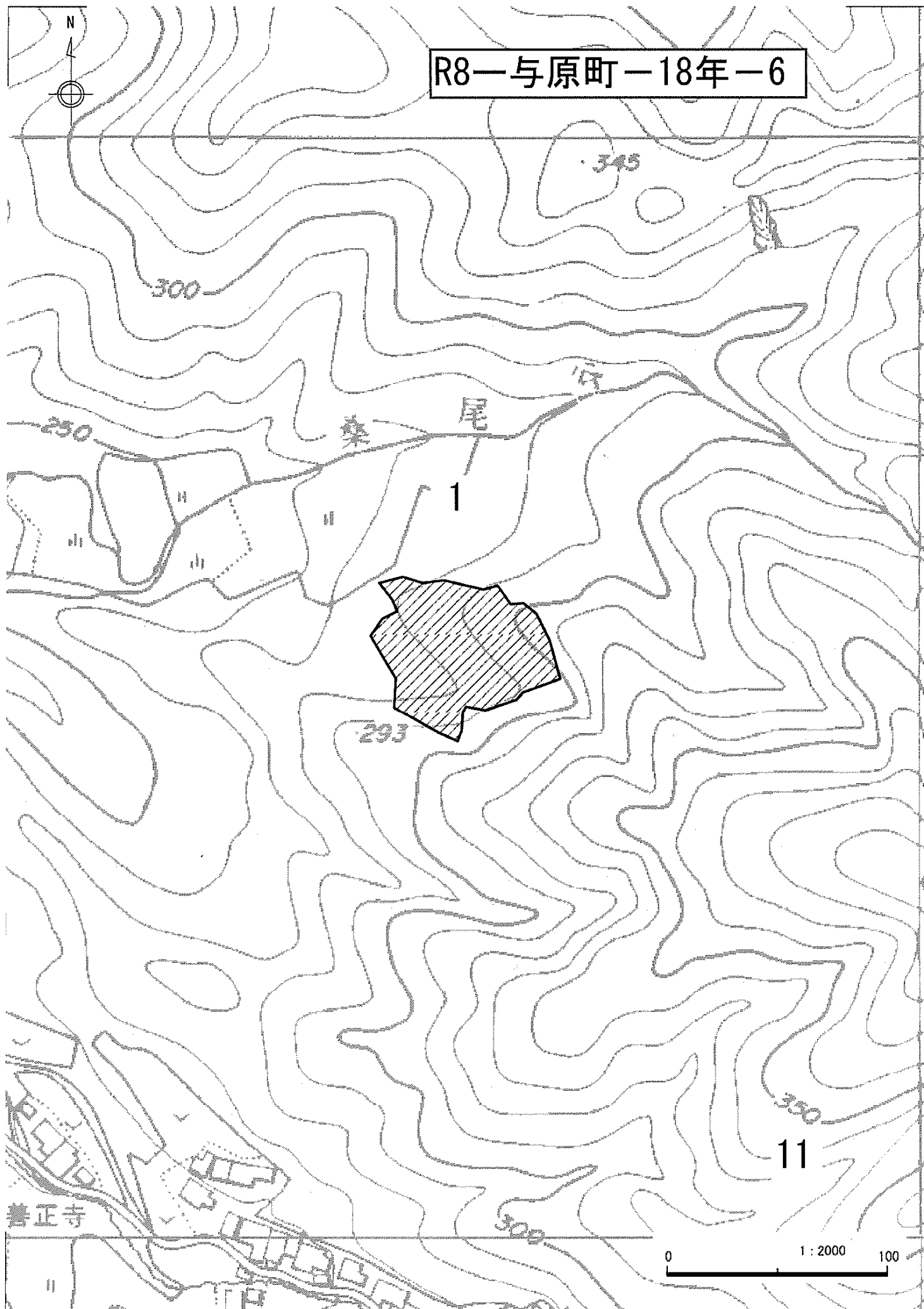
(12) その他

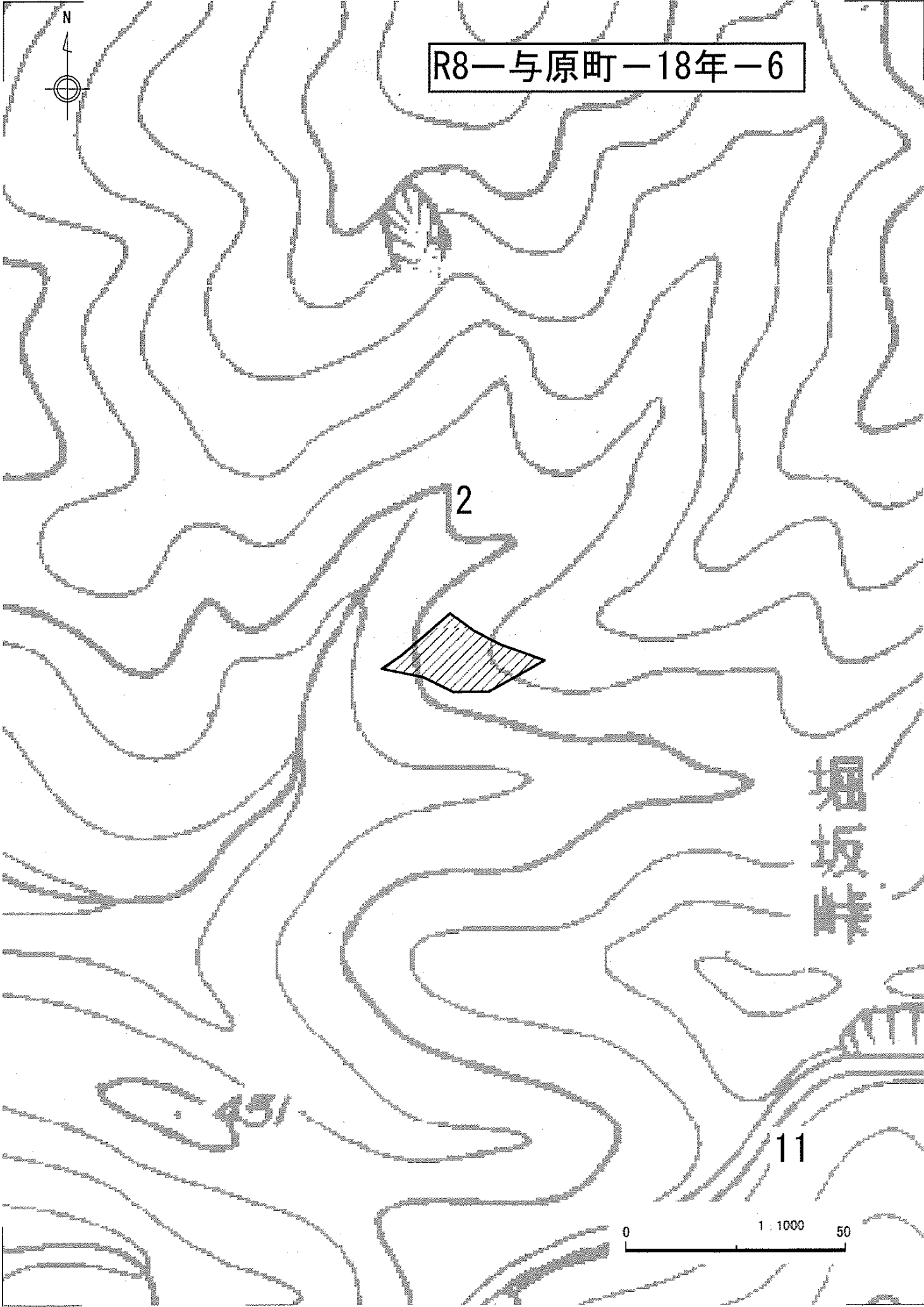
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R8—与原町—18年—6





R8—与原町—18年—6

2

堀坂峠

11

0 1000 50

R8—与原町—18年—6

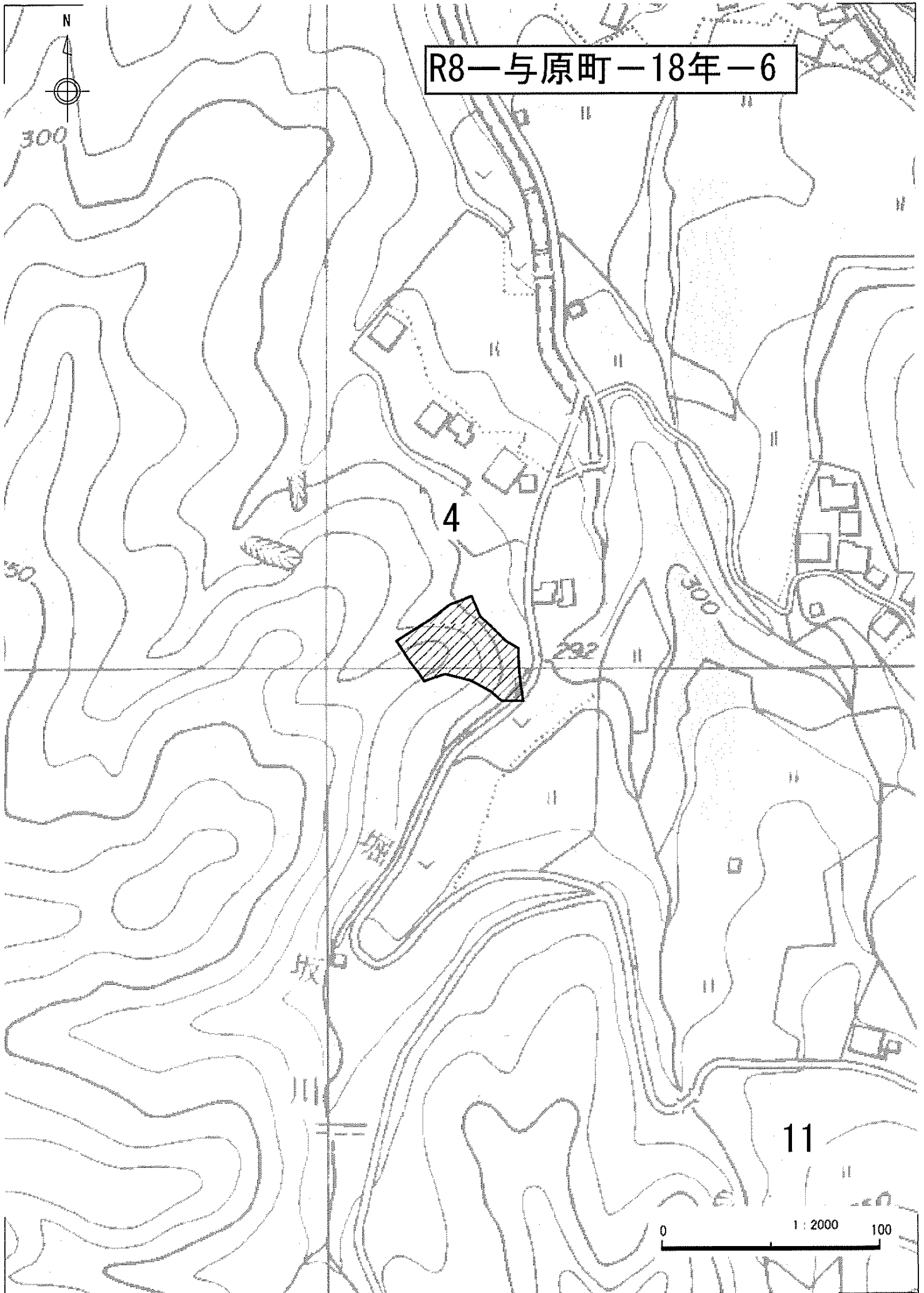
3



11

0 1:1000 50

R8—与原町—18年—6



別紙 2

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印						
1	与願町小シカミ	168-2	1145	7-54-2	山林	0.05	0.19	ヒノキ	98										
2	与願町吉ヶ谷	640-75	1145	7-170-0	山林	0.22	0.20	スギ	60										
3	与願町吉ヶ谷	640-75	1145	7-170-0	山林	0.22	0.20内	ヒノキ	49										
この計画に同意する。																			
権利の設定を受ける市町村 (乙)					住 所					三重県松阪市殿町1340番地1					松阪市長 竹上 真人				
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)					住 所														

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

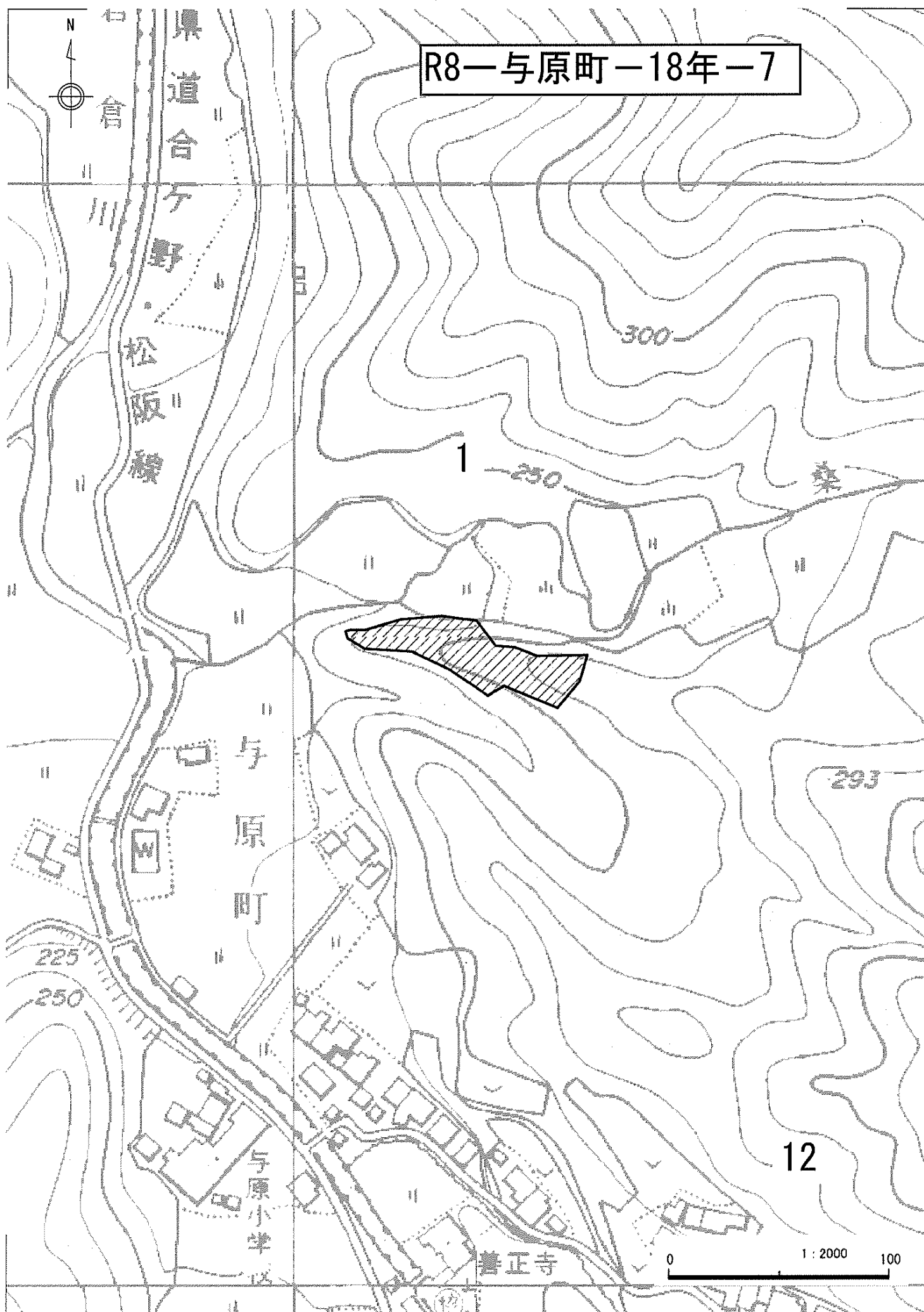
(12) その他

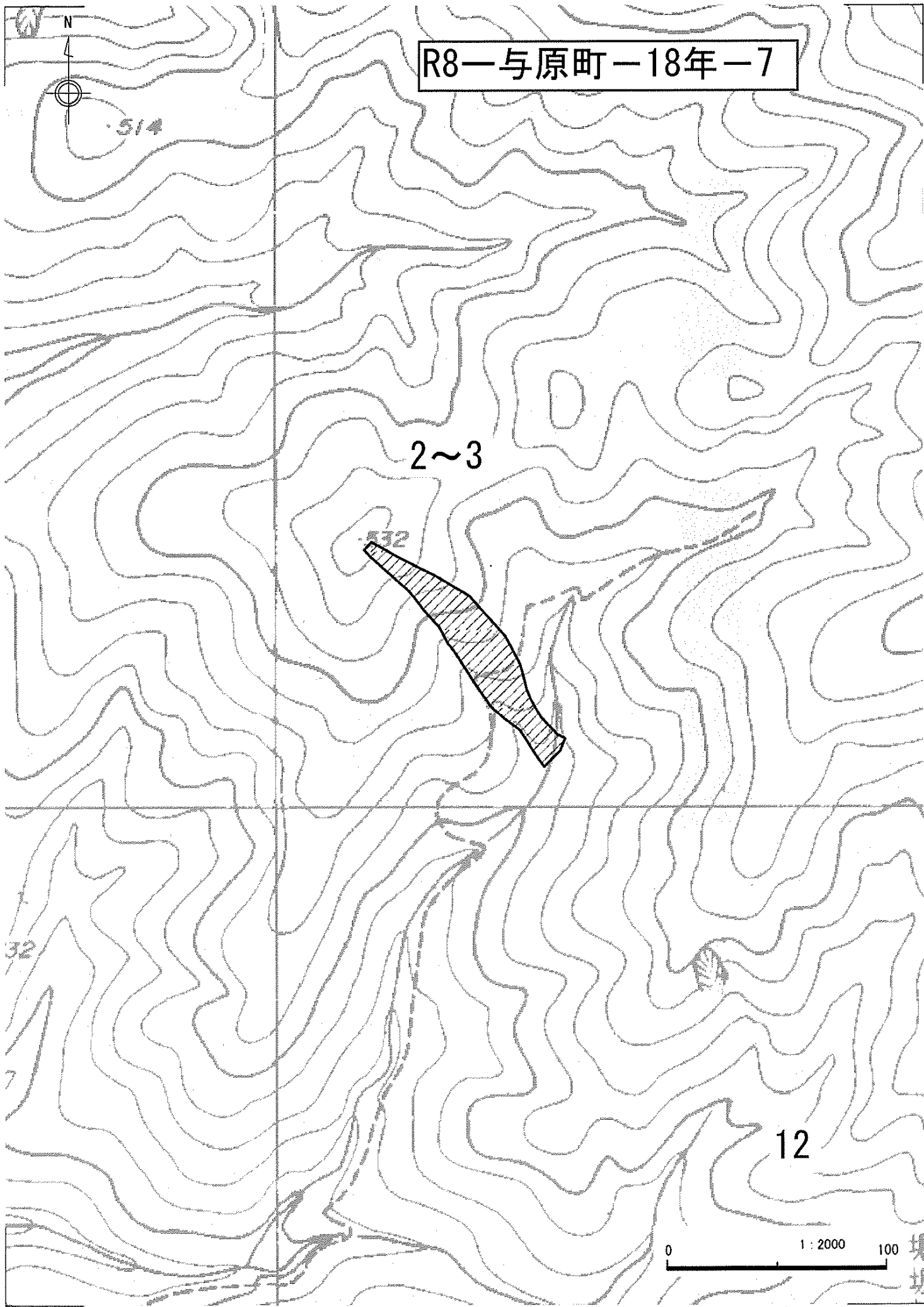
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R8—与原町—18年—7





R8—与原町—18年—7

2~3

532

12

0 1 : 2000 100

別紙 2

[illegible]

[illegible]

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

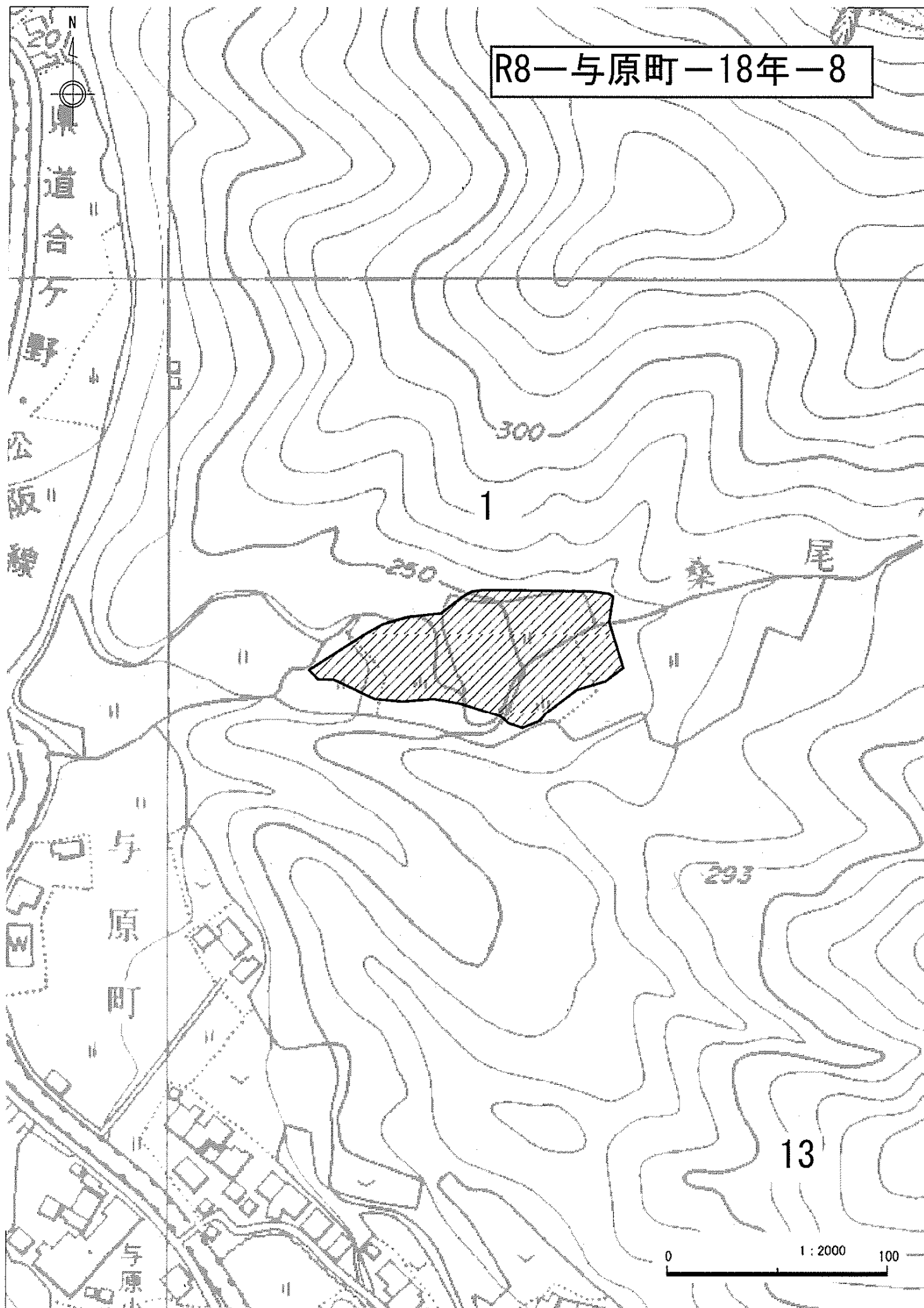
(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R8—与原町—18年—8



經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印						
1	与原町谷ノ上	275-1	1145	7-82-0	山林	0.03	1.18	ヒノキ	70										
2	与原町谷ノ上	275-4	1145	7-82-0	山林	0.98	1.18内	ヒノキ	70										
3	与原町谷ノ上	275-1	1145	7-83-0	山林	0.03	1.18内	スギ	60										
4	与原町谷ノ上	276	1145	7-83-0	山林	0.03	1.18内	スギ	60										
5	与原町長野上	404-1	1145	7-200-1	山林	0.10	0.90	スギ	71										
6	与原町長野上	404-2	1145	7-200-1	山林	0.02	0.90内	スギ	71										
7	与原町長野上	404-4	1145	7-200-2	山林	0.37	0.90内	スギ	48										
8	与原町長野上	398	1145	7-200-2	山林	0.10	0.90内	スギ	48										
9	与原町長野上	404-4	1145	7-201-1	山林	0.37	0.90内	スギ	48										
10	与原町長野上	398	1145	7-201-1	山林	0.10	0.90内	スギ	48										
この計画に同意する。																			
権利の設定を受ける市町村 (乙)					住 所					三直県松阪市殿町 1 3 4 0 番地 1					松阪市長 竹上 真人				
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)					住 所														

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に於いて当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

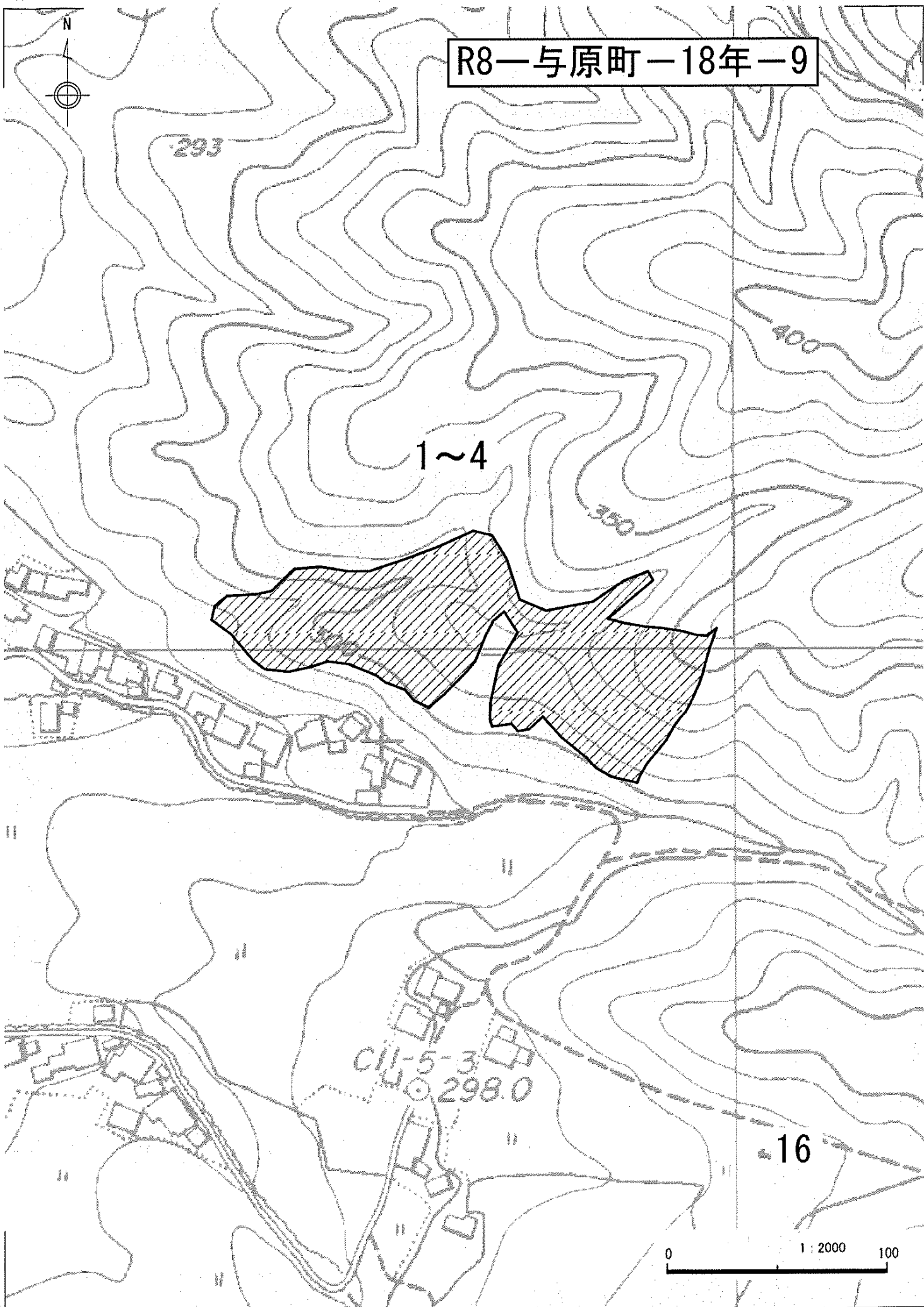
(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

[illegible]

①

R8—与amp;原町—18年—9



R8—与原町—18年—9

5~10

C11-5-3
40 298.0

16

0 1 : 2000 100

別紙 2

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考						
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類		同意印					
1	与原文谷ノ上	406-1	1145	7-39-0	山林	1.07	1.80	スギ	54										
2	与原文谷ノ上	406-1	1145	7-39-0	山林	1.07	1.80内	ヒノキ	54										
3	与原文吉ヶ谷	640-68	1145	7-163-0	山林	0.36	0.13	スギ	49										
4	与原文吉ヶ谷	640-70	1145	7-165-0	山林	0.23	0.16	スギ	47										
5	与原文吉ヶ谷	640-72	1145	7-167-0	山林	0.44	0.30	スギ	60										
6	与原文吉ヶ谷	640-74	1145	7-169-0	山林	0.47	0.33	スギ	60										
7	与原文吉ヶ谷	640-79	1145	7-174-0	山林	0.44	0.21	スギ	60										
8	与原文吉ヶ谷	640-79	1145	7-174-0	山林	0.44	0.21内	ヒノキ	46										
9	与原文桑原	642-17	1146	7-23-0	山林	0.62	0.55内	スギ	60										
10	与原文桑原	642-17	1146	7-23-0	山林	0.62	0.55内	ヒノキ	60										
11	与原文桑原	642-17	1146	7-24-0	山林	0.62	0.55内	スギ	56										
12	与原文桑原	642-17	1146	7-25-0	山林	0.62	0.55内	スギ	52										
13	与原文桑原	642-17	1146	7-26-0	山林	0.62	0.55	ヒノキ	69										
14	与原文桜株	661-2	1146	7-75-0	山林	0.17	0.51	スギ	74										
15	与原文桜株	661-2	1146	7-75-0	山林	0.17	0.51	ヒノキ	74										
16	与原文桑原	642-18	1146	7-98-0	山林	0.69	1.47	スギ	71										
17	与原文桑原	642-18	1146	7-98-0	山林	0.69	1.47内	ヒノキ	64										
18	与原文桑原	642-18	1146	7-99-0	山林	0.69	1.47内	スギ	83										
19	与原文桑原	642-18	1146	7-99-0	山林	0.69	1.47内	ヒノキ	83										
20	与原文桑原	642-18	1146	7-99-1	山林	0.69	1.47内	スギ	83										
21	与原文吉ヶ谷	837	1147	7-68-0	山林	0.43	0.44	スギ	52										
22	与原文端谷	839	1147	7-99-0	山林	0.48	1.14	スギ	79										
23	与原文端谷	839	1147	7-99-0	山林	0.48	1.14内	ヒノキ	79										
この計画に同意する。																			
権利の設定を受ける市町村 (乙)					住 所					三重県松阪市殿町1340番地1					松阪市長 竹上 真人				
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)					住 所														

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R8—与amp;原町—18年—10

1~2

17

0 1 : 2000 100

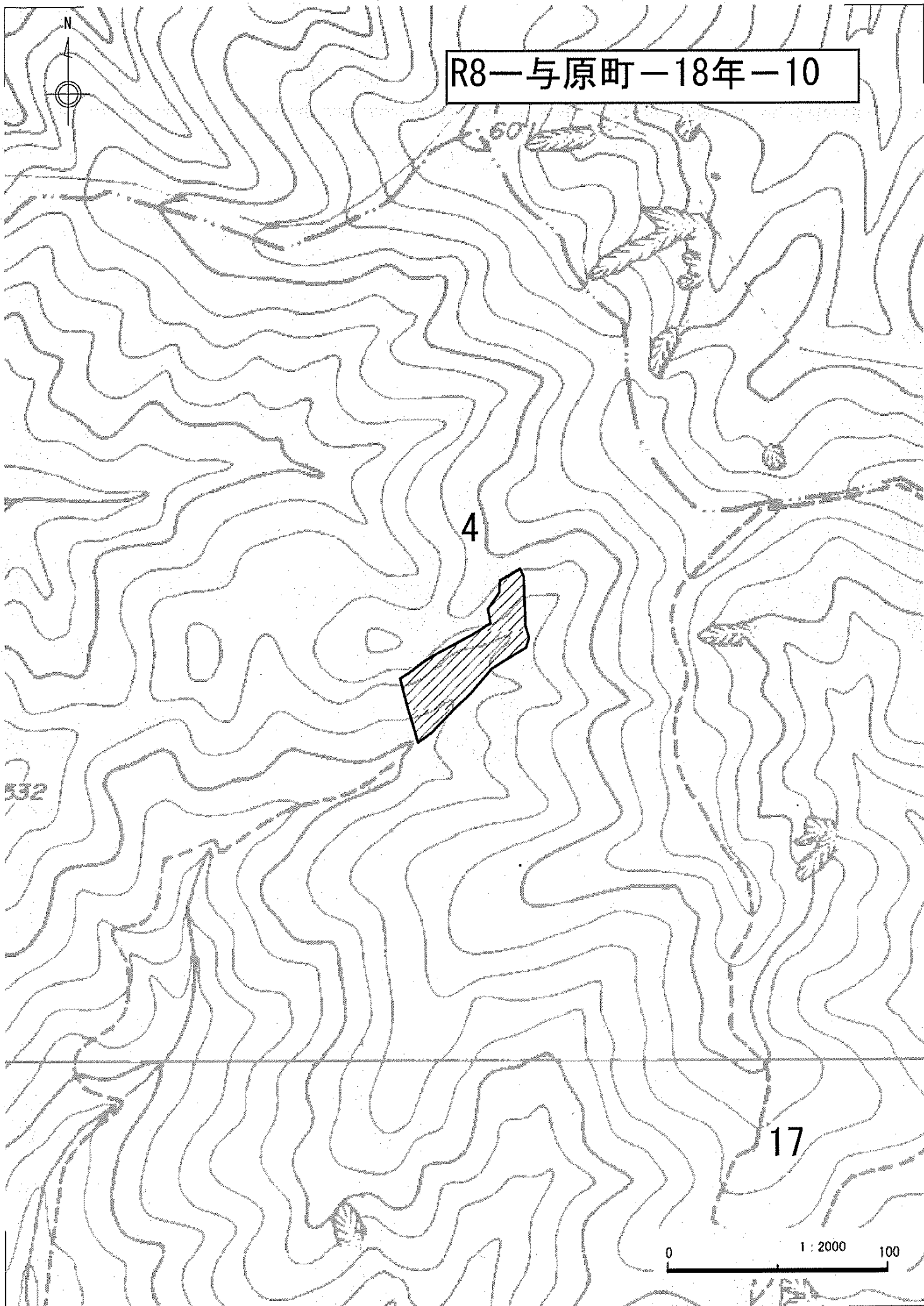
R8—与原町—18年—10

3

17

0 1 : 2000 100

R8—与原町—18年—10



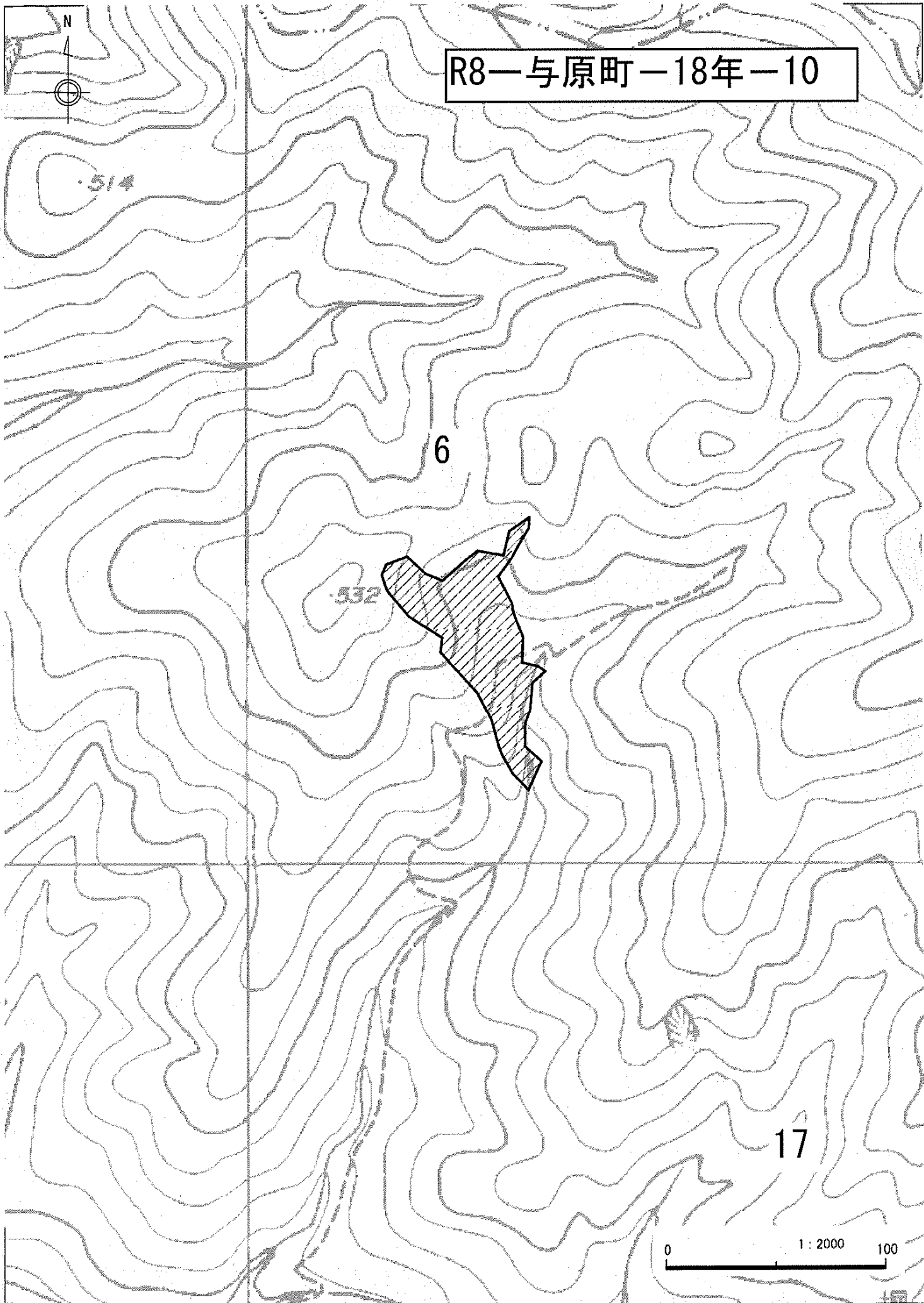
R8—与原町—18年—10

5

532

17

0 1 : 2000 100



R8—与原町—18年—10

514

6

532

17

0 1 : 2000 100

R8—与原町—18年—10

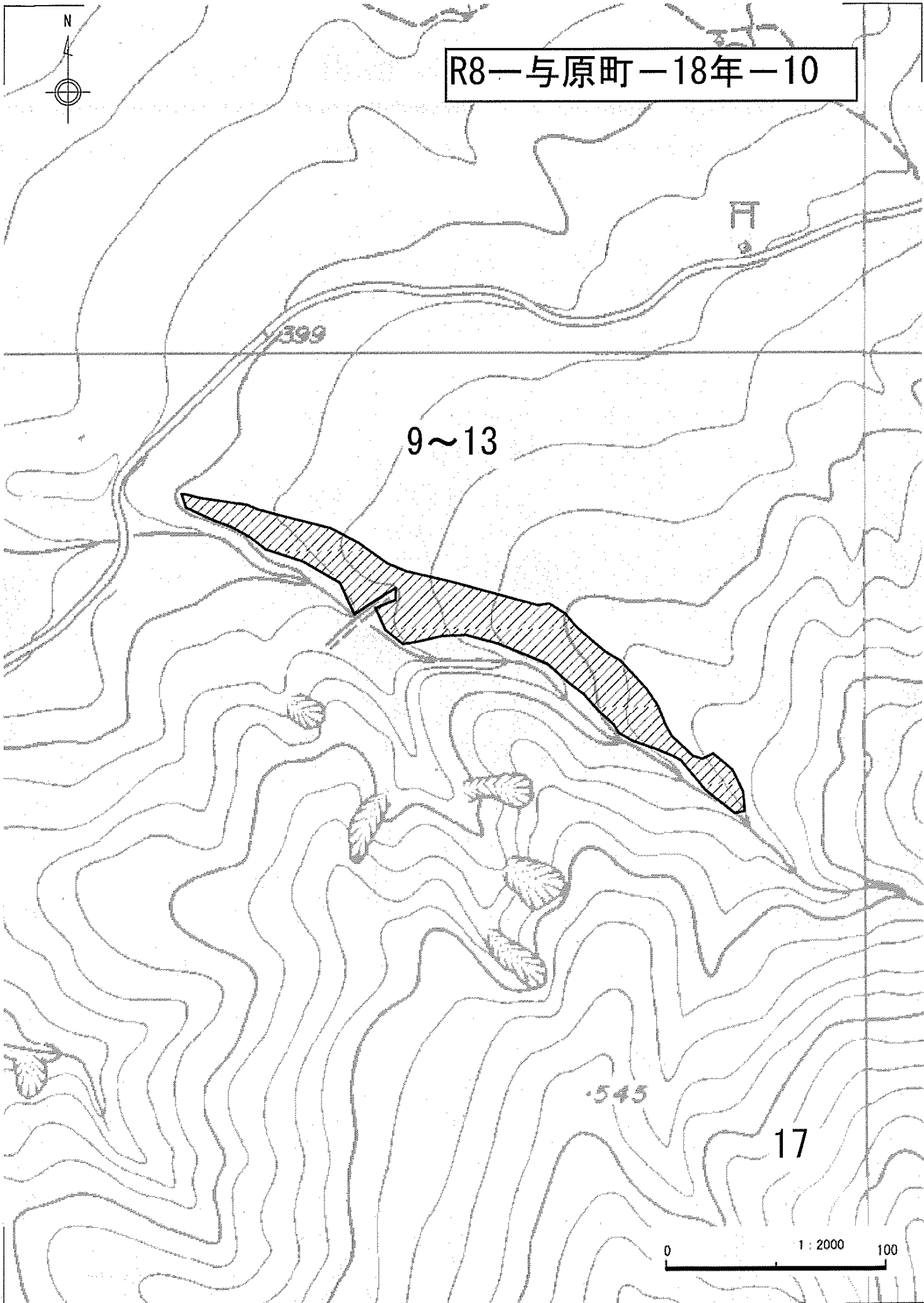
7~8

60

17

532

0 1 : 2000 100



R8-与amp;原町-18年-10

9~13

399

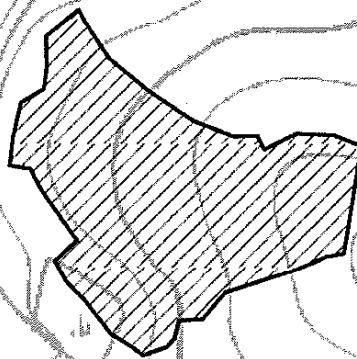
545

17

0 1 : 2000 100

R8—与原町—18年—10

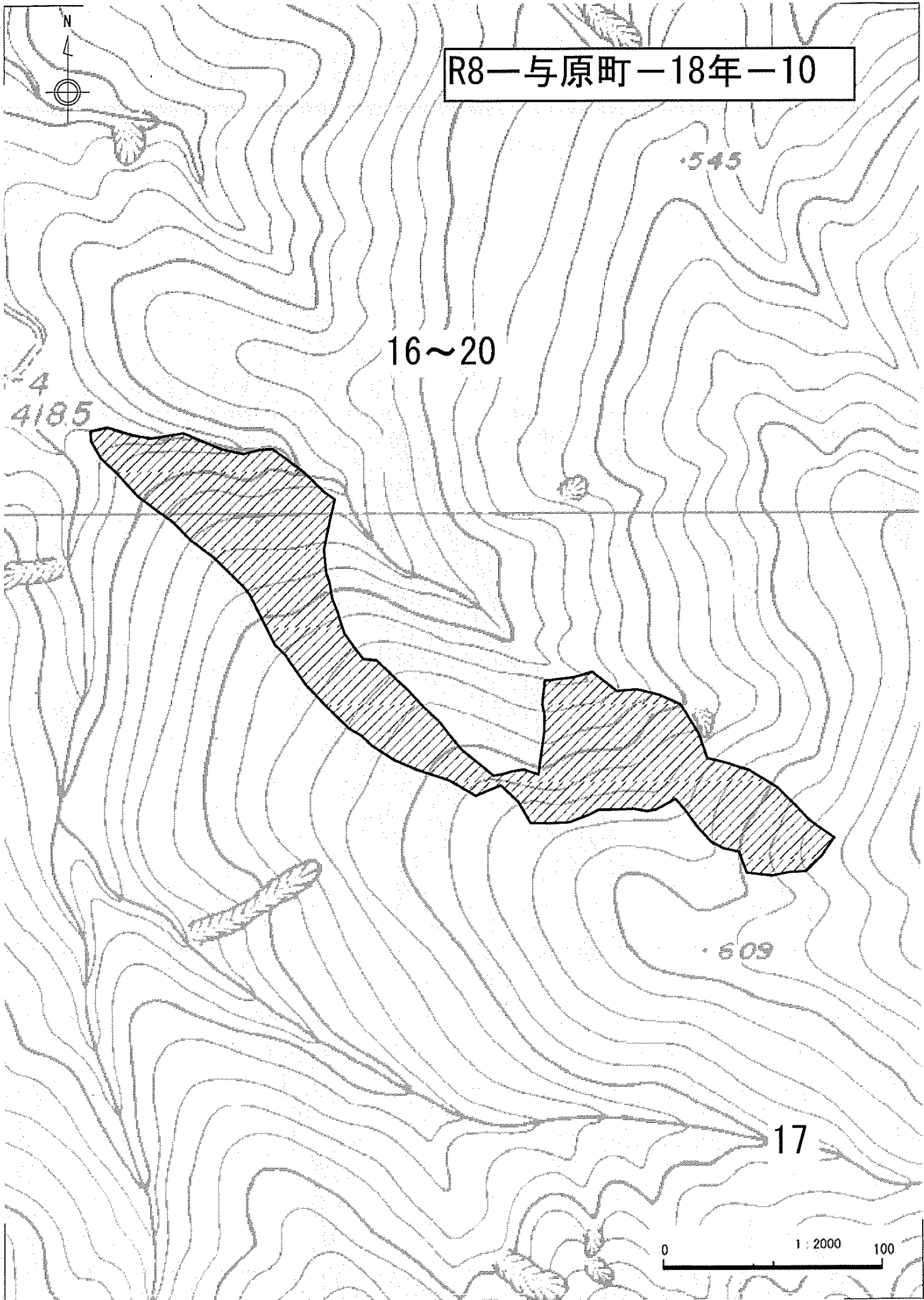
14~15



CII-5-4
○ 418.5

17

0 1 : 2000 100

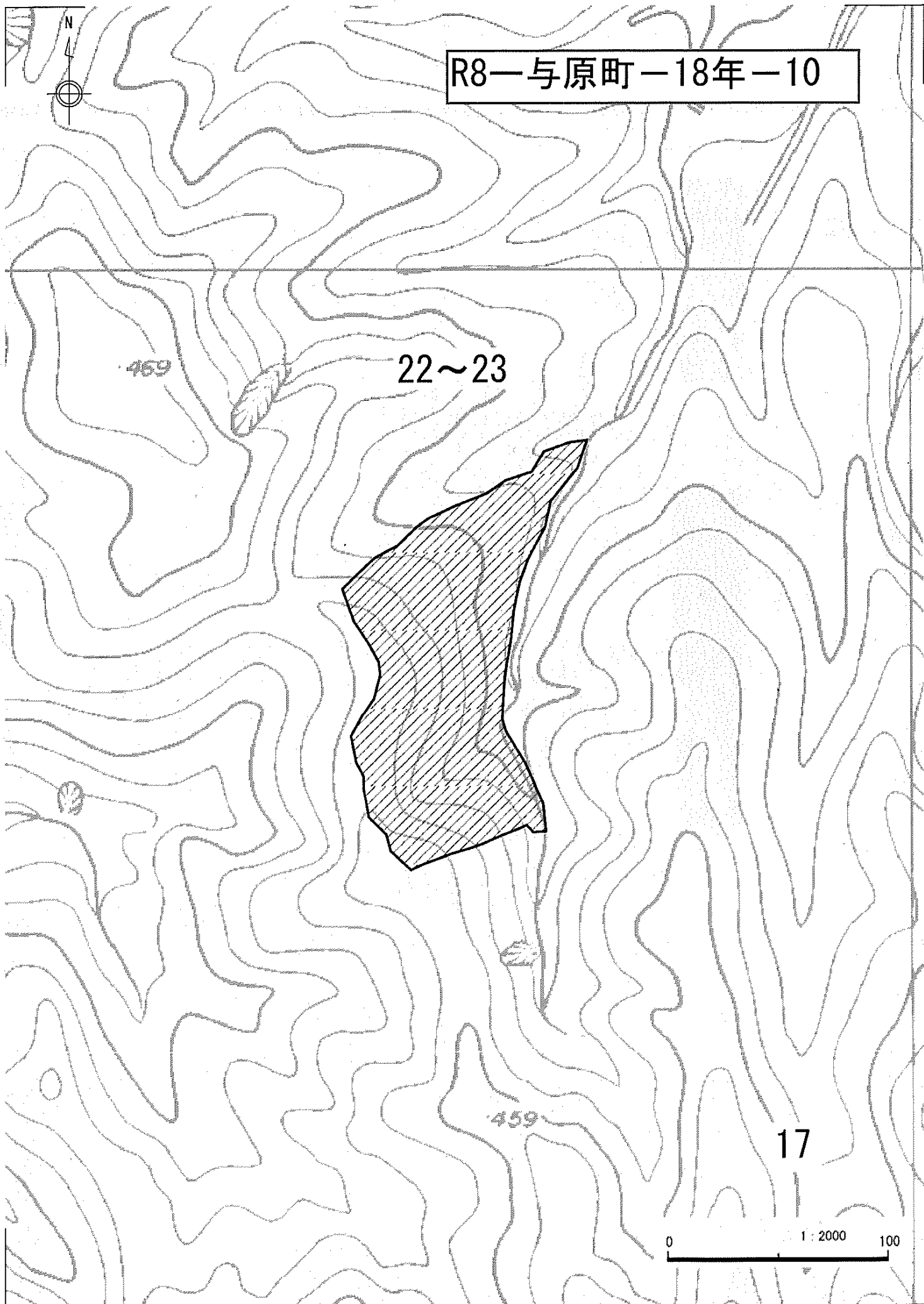


R8—与原町—18年—10

21

17

0 1 : 2000 100



R8-与原町-18年-10

22~23

469

459

17

0 1:2000 100

經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

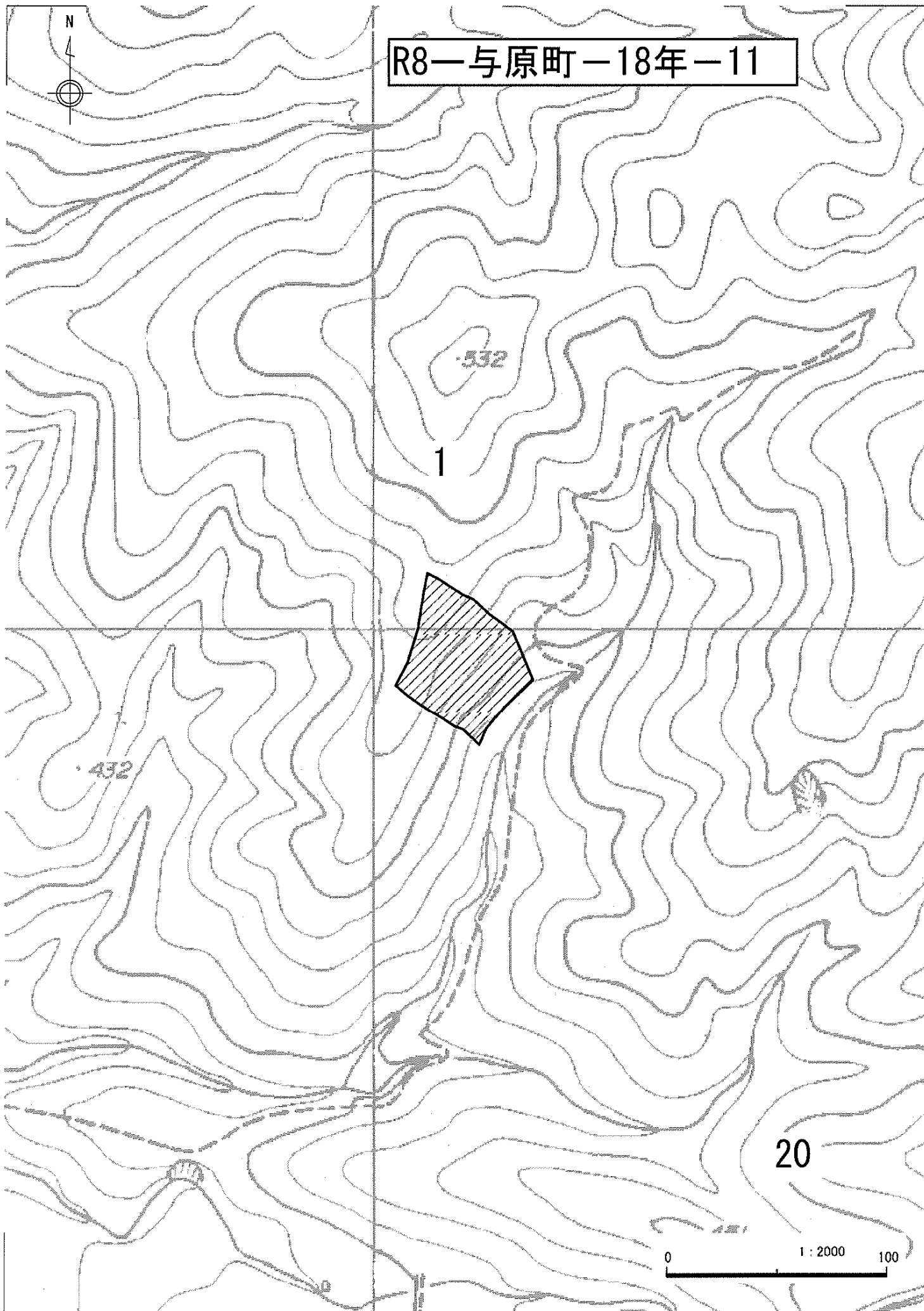
(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R8—与原町—18年—11



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R8-与厚町-18年-12	乙 (名 称) 松原市長 竹上真人								(所 在 地) 三重県松原市殿町1340番地1									
		甲 (氏名又は名称)								(住 所 又 は 所 在 地)									
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)														経営管理権の始 期	経営管理権の存続期 間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢										
1	与厚町吉ヶ谷	640-17	1145	7-116-0	山林	0.37	0.69	スギ	66	R8.8.1	R26.7.31	○乙は、松原市森林整備計画 を遵守して間伐を実施し、存続 期間内にすべての森林の間伐を 続けるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主 とした間伐を行うものとする。 ○伐採木は谷地形に山積するこ とのないよう注意するととも に、演替材の伐採をできるだけ 控えて生物多様性に配慮する ものとする。 ○乙は、道路からの目視によ り、火災、病虫害及び気象害 の予防のため年1回以上の森林 の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行 わない。	○経営管理権に基づきことが実施する 間伐では、間伐材の搬出・販売を行 わない。 ○乙が経営管理を行うために要した 経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対 して金銭の支払 いは行わない。					
2	与厚町吉ヶ谷	640-17	1145	7-116-0	山林	0.37	0.69	ヒノキ	66										
3	与厚町吉ヶ谷	640-37	1145	7-132-0	山林	0.06	0.05	スギ	59										
4	与厚町桑原	642-24	1146	7-22-0	山林	0.74	0.74	スギ	51										
5	与厚町桑原	797	1146	7-100-0	山林	5.57	5.82	スギ	83										
6	与厚町桑原	797	1146	7-100-0	山林	5.57	5.82	ヒノキ	83										
7	与厚町桑原	797	1146	7-101-0	山林	5.57	5.82	スギ	53										
8	与厚町桑原	797	1146	7-101-0	山林	5.57	5.82	ヒノキ	53										
9	与厚町桑原	797	1146	7-102-1	山林	5.57	5.82	スギ	52										
10	与厚町コング	758-3	1147	7-2-0	山林	0.10	2.47	スギ	53										
11	与厚町小杉	794-2	1147	7-21-0	山林	0.03	0.09	スギ	53										
12	与厚町吉ヶ谷	858-1	1147	7-65-0	山林	0.03	0.05	スギ	65										
13	与厚町吉ヶ谷	858-1	1147	7-66-0	山林	0.03	0.05	スギ	64										
14	与厚町端谷	815	1147	7-95-0	山林	0.15	0.25	スギ	49										
15	与厚町形部ザコ	903-1	1147	7-104-0	山林	0.74	4.28	スギ	52										
16	与厚町形部ザコ	903-1	1147	7-104-0	山林	0.74	4.28	ヒノキ	52										
17	与厚町形部ザコ	906	1147	7-105-0	山林	0.80	4.28	スギ	58										
18	与厚町形部ザコ	906	1147	7-106-0	山林	0.80	4.28	スギ	58										
19	与厚町形部ザコ	906	1147	7-107-0	山林	0.80	4.28	スギ	58										
20	与厚町形部ザコ	908	1147	7-108-0	山林	0.32	4.28	ヒノキ	58										
21	与厚町形部ザコ	908	1147	7-109-0	山林	0.32	4.28	スギ	58										
22	与厚町形部ザコ	908	1147	7-109-0	山林	0.32	4.28	ヒノキ	58										
23	与厚町形部ザコ	907	1147	7-110-0	山林	0.72	4.28	スギ	49										
24	与厚町形部ザコ	907	1147	7-110-0	山林	0.72	4.28	ヒノキ	49										
25	与厚町形部ザコ	907	1147	7-111-0	山林	0.72	4.28	スギ	49										
26	与厚町形部ザコ	907	1147	7-111-0	山林	0.72	4.28	ヒノキ	49										
27	与厚町形部ザコ	859-1	1147	7-115-0	山林	0.05	4.28	スギ	62										

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	
1	与原文吉ヶ谷	640-17	1145	7-116-0	山林	0.37	0.69	スギ	66					
2	与原文吉ヶ谷	640-17	1145	7-116-0	山林	0.37	0.69内	ヒノキ	66					
3	与原文吉ヶ谷	640-37	1145	7-132-0	山林	0.06	0.05	スギ	59					
4	与原文桑原	642-24	1146	7-22-0	山林	0.74	0.74	スギ	51					
5	与原文桑原	797	1146	7-100-0	山林	5.57	5.82	スギ	83					
6	与原文桑原	797	1146	7-100-0	山林	5.57	5.82内	ヒノキ	83					
7	与原文桑原	797	1146	7-101-0	山林	5.57	5.82内	スギ	53					
8	与原文桑原	797	1146	7-101-0	山林	5.57	5.82内	ヒノキ	53					
9	与原文桑原	797	1146	7-102-1	山林	5.57	5.82内	スギ	52					
10	与原文コング	758-3	1147	7-2-0	山林	0.10	2.47	スギ	53					
11	与原文小杉	794-2	1147	7-21-0	山林	0.03	0.09内	スギ	53					
12	与原文吉ヶ谷	868-1	1147	7-65-0	山林	0.03	0.05	スギ	65					
13	与原文吉ヶ谷	868-1	1147	7-66-0	山林	0.03	0.05内	スギ	64					
14	与原文端谷	815	1147	7-95-0	山林	0.15	0.25	スギ	49					
15	与原文形部ザコ	903-1	1147	7-104-0	山林	0.74	4.28	スギ	52					
16	与原文形部ザコ	903-1	1147	7-104-0	山林	0.74	4.28内	ヒノキ	52					
17	与原文形部ザコ	906	1147	7-105-0	山林	0.80	4.28内	スギ	58					
18	与原文形部ザコ	906	1147	7-106-0	山林	0.80	4.28内	スギ	58					
19	与原文形部ザコ	906	1147	7-107-0	山林	0.80	4.28内	スギ	58					
20	与原文形部ザコ	908	1147	7-108-0	山林	0.32	4.28内	ヒノキ	58					
21	与原文形部ザコ	908	1147	7-109-0	山林	0.32	4.28内	スギ	58					
22	与原文形部ザコ	908	1147	7-109-0	山林	0.32	4.28内	ヒノキ	58					
23	与原文形部ザコ	907	1147	7-110-0	山林	0.72	4.28内	スギ	49					
24	与原文形部ザコ	907	1147	7-110-0	山林	0.72	4.28内	ヒノキ	49					
25	与原文形部ザコ	907	1147	7-111-0	山林	0.72	4.28内	スギ	49					
26	与原文形部ザコ	907	1147	7-111-0	山林	0.72	4.28内	ヒノキ	49					
27	与原文形部ザコ	859-1	1147	7-115-0	山林	0.05	4.28内	スギ	62					
28	与原文形部ザコ	858-1	1147	7-115-0	山林	0.02	4.28内	スギ	62					
29	与原文形部ザコ	859-1	1147	7-115-0	山林	0.05	4.28内	ヒノキ	62					
30	与原文形部ザコ	858-2	1147	7-115-0	雑種地	0.01	4.28内	ヒノキ	62					
31	与原文形部ザコ	903-1	1148	7-1-0	山林	0.74	4.28内	スギ	84					
32	与原文形部ザコ	903-1	1148	7-1-0	山林	0.74	4.28内	スギ	84					
33	与原文形部ザコ	903-1	1148	7-2-0	山林	0.74	4.28内	スギ	60					
34	与原文形部ザコ	903-1	1148	7-2-0	山林	0.74	4.28内	スギ	60					
35	与原文形部ザコ	903-1	1148	7-3-0	山林	0.74	4.28内	スギ	84					
36	与原文形部ザコ	903-2	1148	7-3-0	畑	0.06	4.28内	スギ	84					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印						
37	与原町形部ザコ	903-1	1148	7-4-0	山林	0.74	4.28内	スギ	54										
38	与原町形部ザコ	903-2	1148	7-4-0	畑	0.06	4.28内	スギ	54										
39	与原町形部ザコ	903-1	1148	7-4-0	山林	0.74	4.28内	スギ	54										
40	与原町形部ザコ	903-2	1148	7-4-0	畑	0.06	4.28内	スギ	54										
この計画に同意する。																			
権利の設定を受ける市町村 (乙)					住 所					三重県松阪市殿町1340番地1					松阪市長 竹上 真人				
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)					住 所														

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

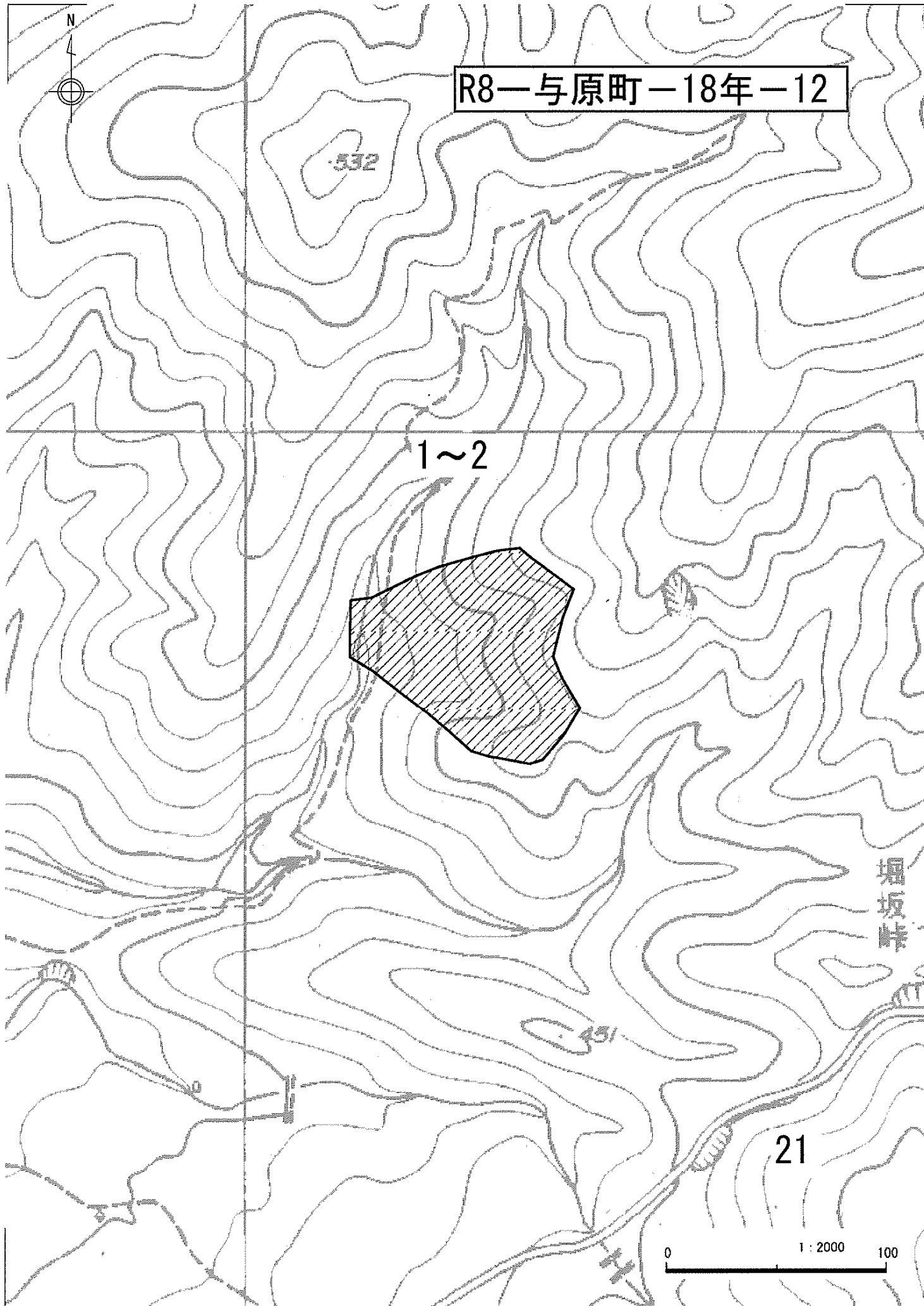
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

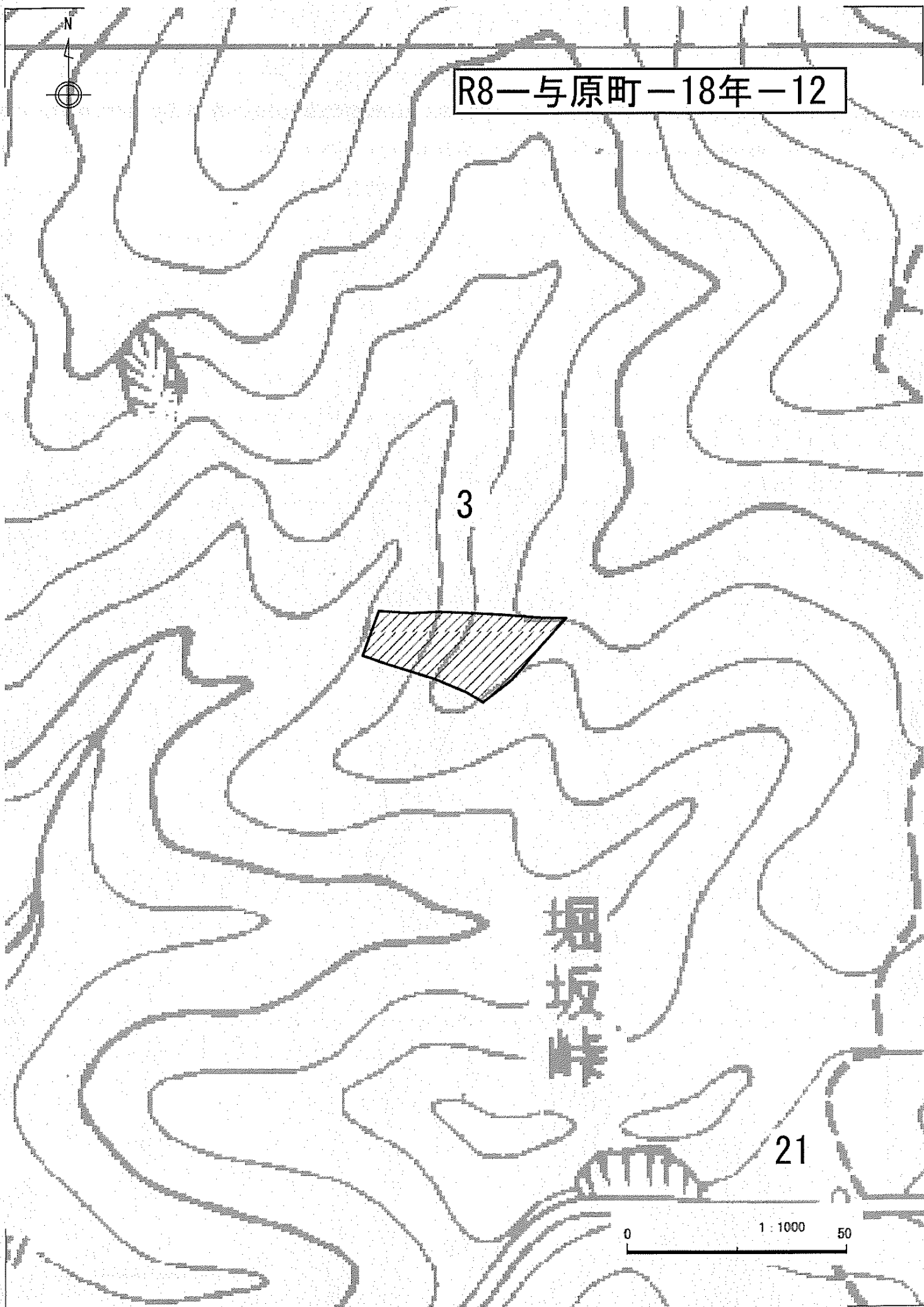
別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	与原子吉ヶ谷	640-17	1145	7-116-0	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、溪畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
	与原子吉ヶ谷	640-17	1145	7-116-0	
	与原子吉ヶ谷	640-37	1145	7-132-0	
	与原子桑原	642-24	1146	7-22-0	
	与原子桑原	797	1146	7-100-0	
	与原子桑原	797	1146	7-100-0	
	与原子桑原	797	1146	7-101-0	
	与原子桑原	797	1146	7-101-0	
	与原子桑原	797	1146	7-102-1	
	与原子コンゴ	758-3	1147	7-2-0	
	与原子小杉	794-2	1147	7-21-0	
	与原子吉ヶ谷	868-1	1147	7-65-0	
	与原子吉ヶ谷	868-1	1147	7-66-0	
	与原子端谷	815	1147	7-95-0	
	与原子形部ザコ	903-1	1147	7-104-0	
	与原子形部ザコ	903-1	1147	7-104-0	
	与原子形部ザコ	906	1147	7-105-0	
	与原子形部ザコ	906	1147	7-106-0	
	与原子形部ザコ	906	1147	7-107-0	
	与原子形部ザコ	908	1147	7-108-0	
	与原子形部ザコ	908	1147	7-109-0	
	与原子形部ザコ	908	1147	7-109-0	
	与原子形部ザコ	907	1147	7-110-0	
	与原子形部ザコ	907	1147	7-110-0	
	与原子形部ザコ	907	1147	7-111-0	
	与原子形部ザコ	907	1147	7-111-0	
	与原子形部ザコ	859-1	1147	7-115-0	
	与原子形部ザコ	858-1	1147	7-115-0	
	与原子形部ザコ	859-1	1147	7-115-0	
	与原子形部ザコ	858-2	1147	7-115-0	
	与原子形部ザコ	903-1	1148	7-1-0	
	与原子形部ザコ	903-1	1148	7-1-0	

[illegible]

R8—与原町—18年—12





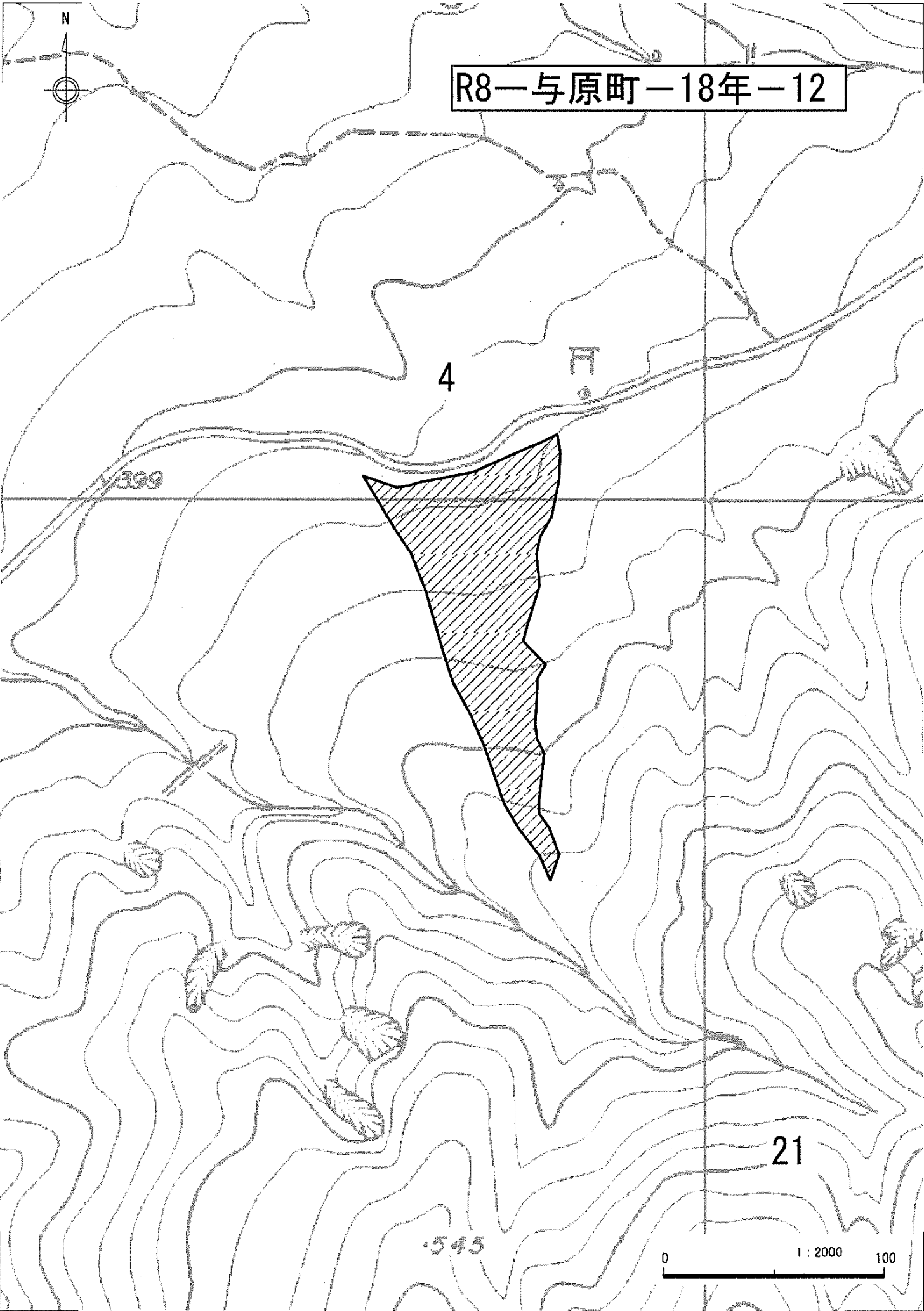
R8—与原町—18年—12

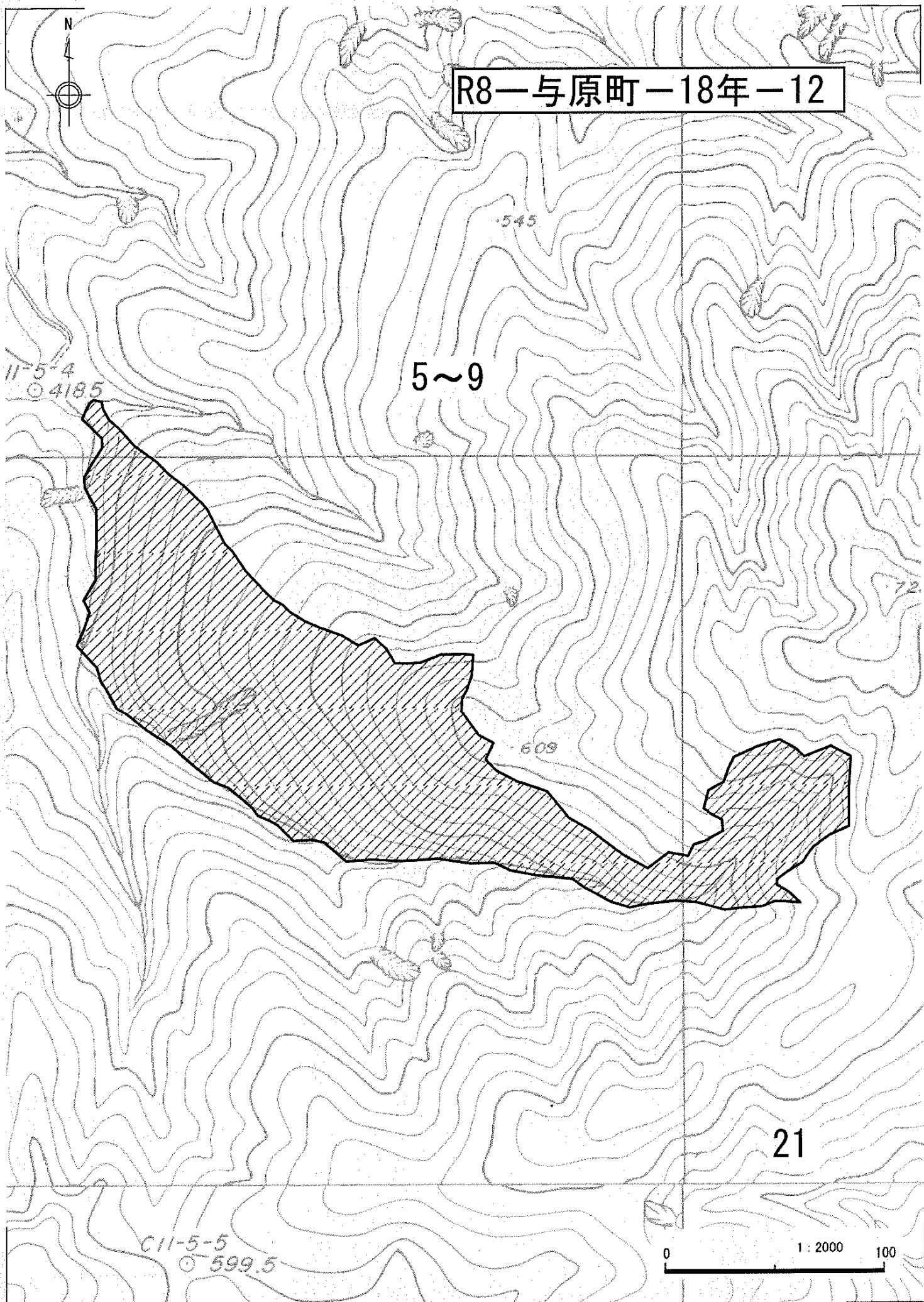
3

堀坂峠

21

0 1 : 1000 50





R8-与amp;原町-18年-12

5~9

21

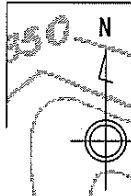
11-5-4
○ 418.5

C11-5-5
○ 599.5

545

609

0 1 : 2000 100



R8—与原町—18年—12

10

CII-5-4
◎ 418.5

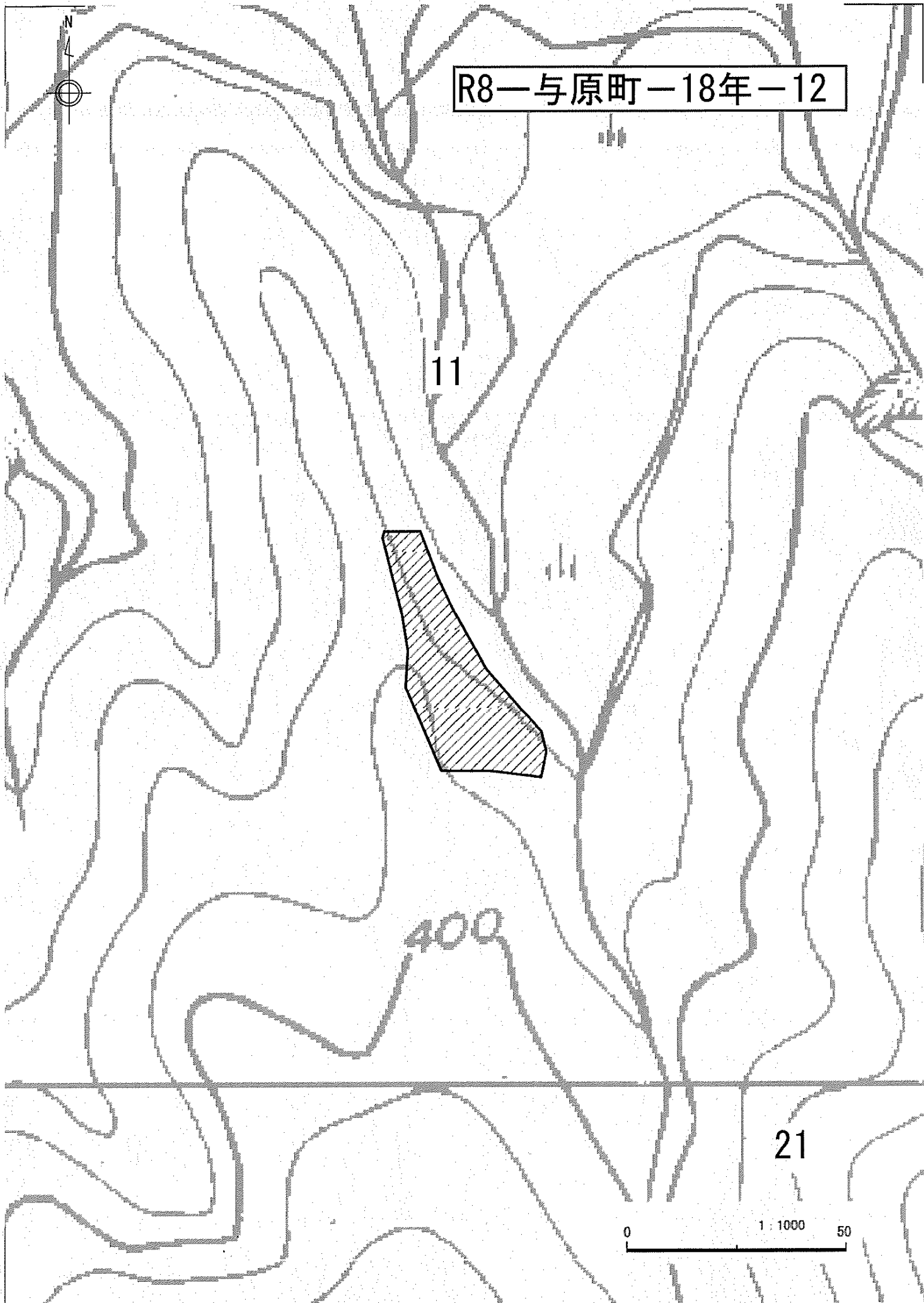
400

450

500

21

0 1 : 2000 100



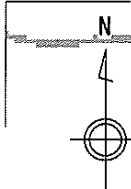
R8—与原町—18年—12

11

400

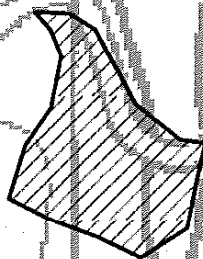
21

0 1 1000 50



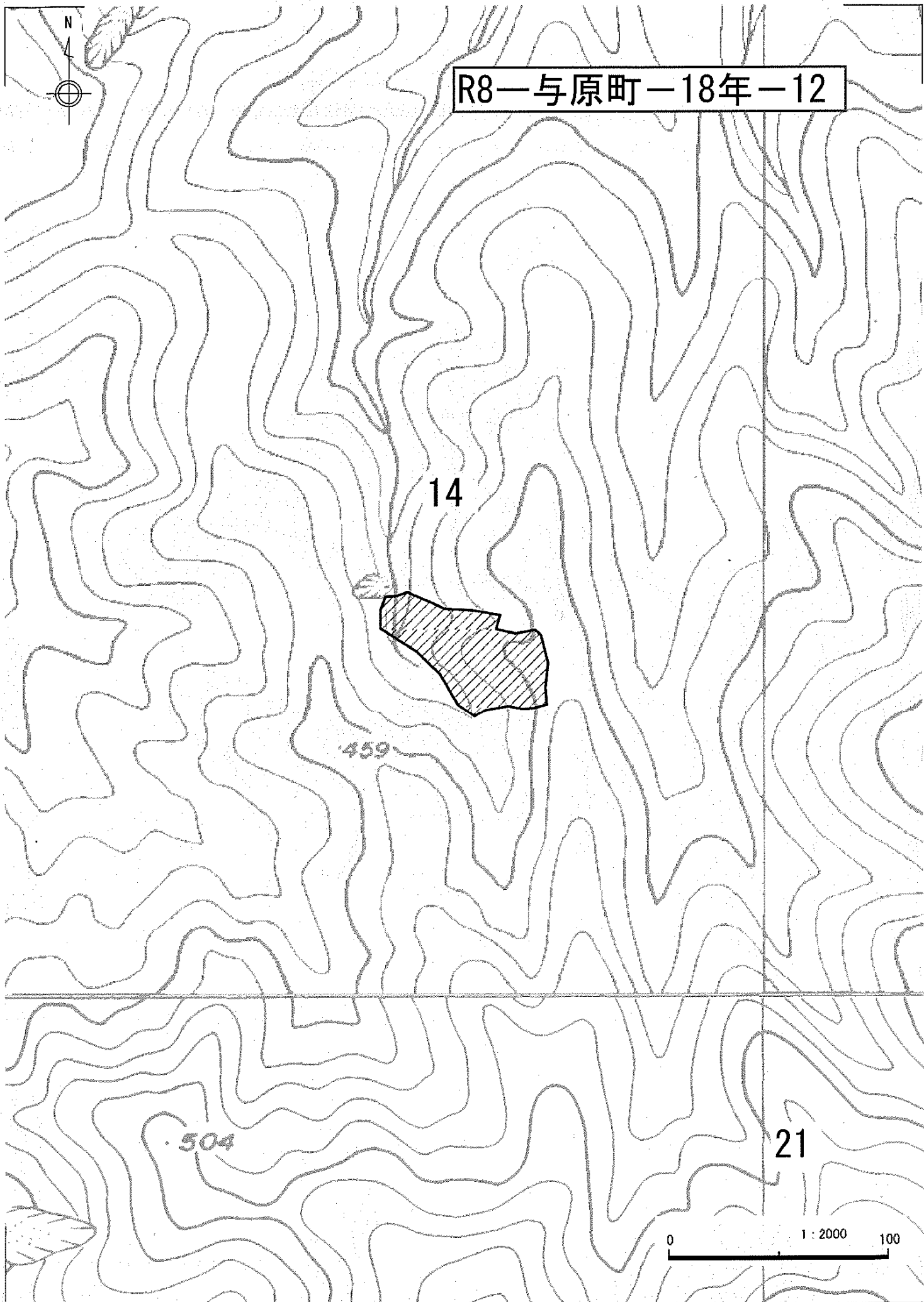
R8—与原町—18年—12

12~13



21

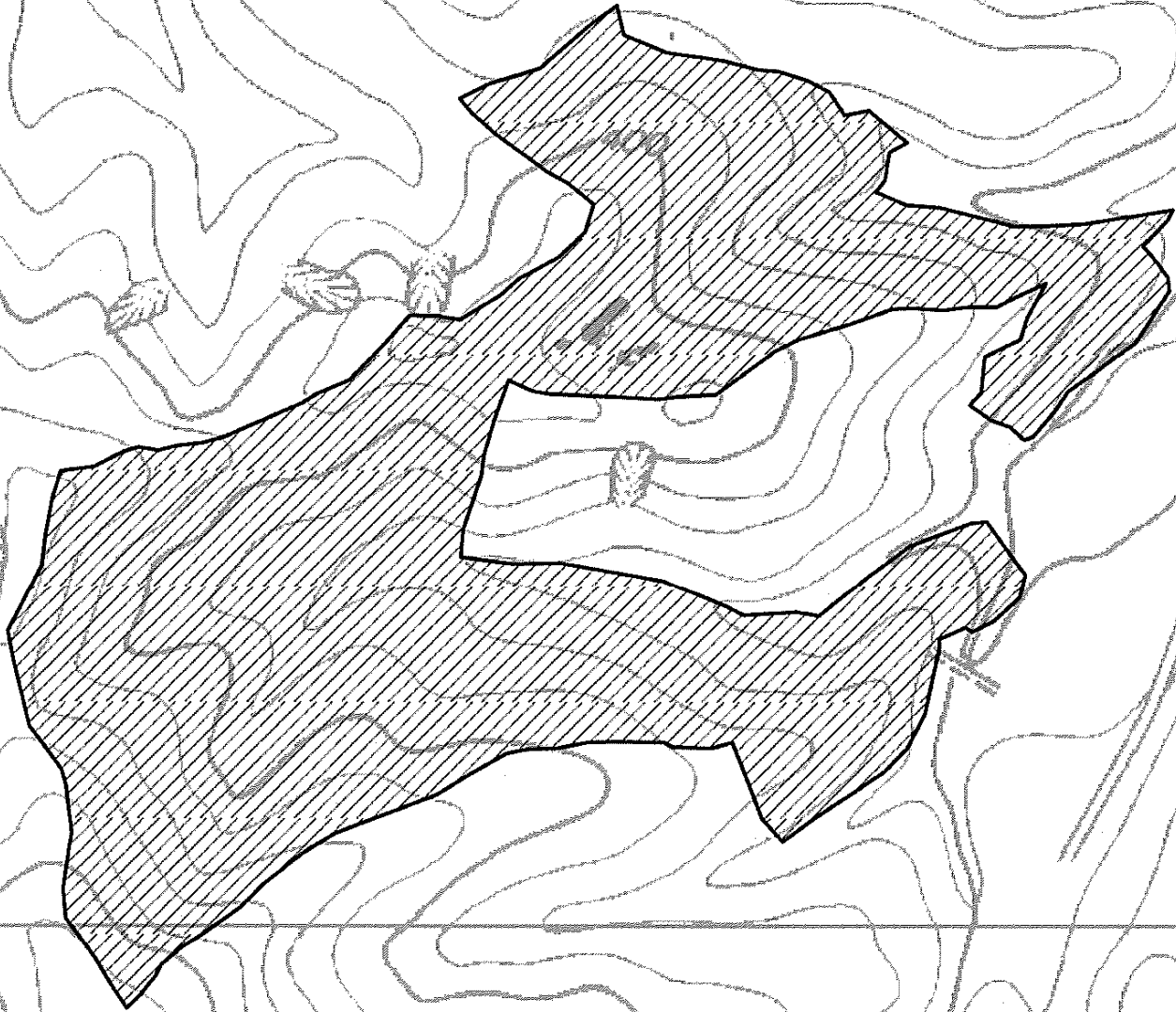
0 1 : 2000 100





R8—与原町—18年—12

15~40



469

21

0 1 : 2000 100

經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙の間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

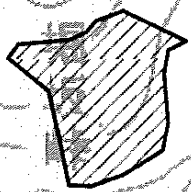
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R8—与原町—18年—13

1



451

22

0 1 : 2000 100

經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印						
1	与愿町吉ヶ谷	640-63	1145	7-158-0	山林	0.50	0.32	スギ	60										
2	与愿町吉ヶ谷	640-63	1145	7-158-0	山林	0.50	0.32内	ヒノキ	60										
3	与愿町吉ヶ谷	640-81	1145	7-176-0	山林	0.52	0.19	スギ	59										
4	与愿町策木	759	1146	7-119-1	山林	0.04	0.50	スギ	50										
この計画に同意する。																			
権利の設定を受ける市町村 (乙)					住 所					三重県松阪市殿町1340番地1					松阪市長 竹上 真人				
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)					住 所														

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

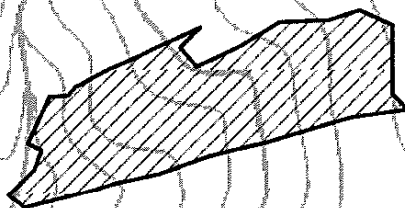
別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R8—与原町—18年—14

1~2

532

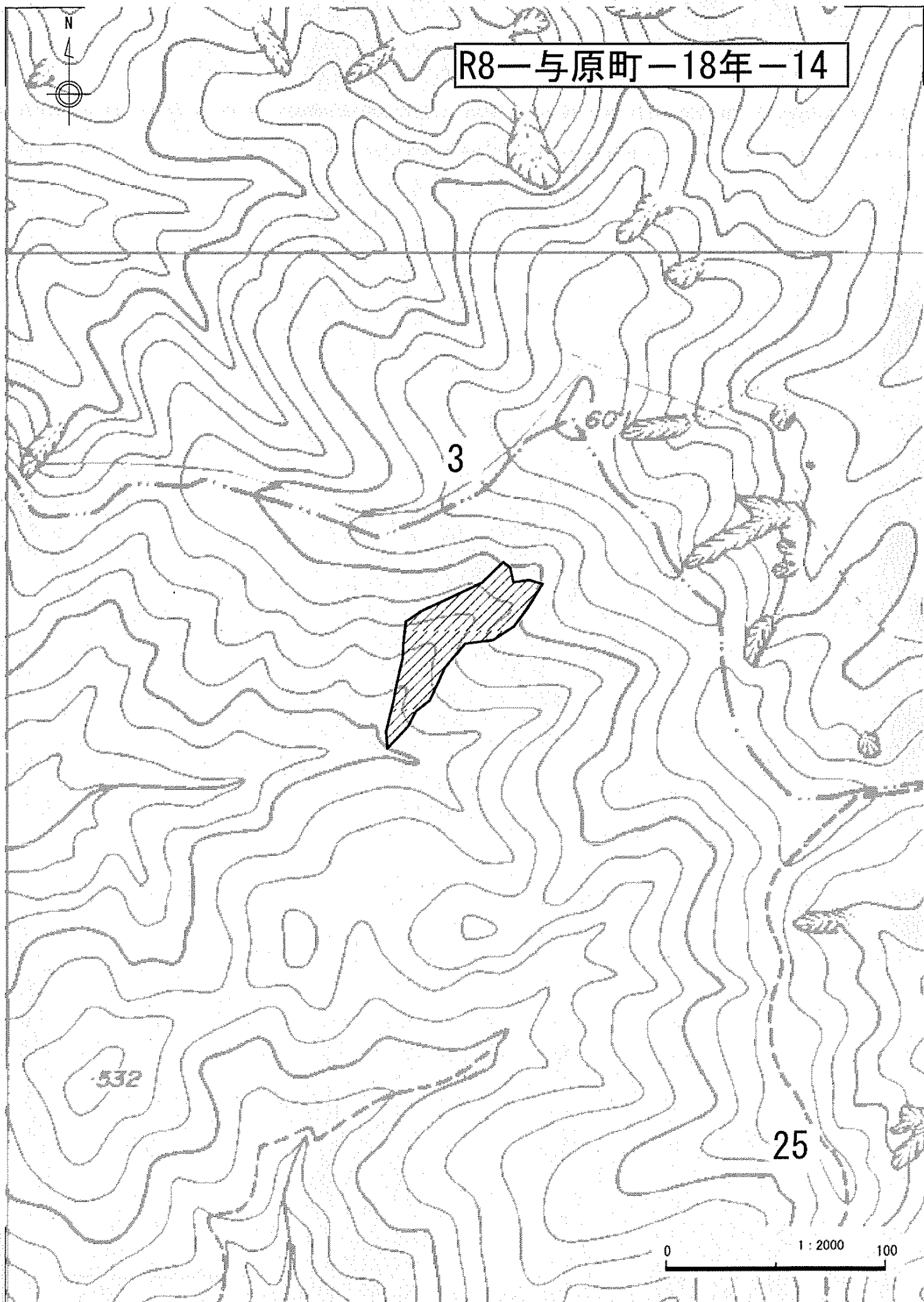


25

堀
内

0 1 : 2000 100

R8—与原町—18年—14



R8—与原町—18年—14

